

令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）会議録（第2日）

令和7年12月1日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
13番	中島貞次	14番	堀卓史
15番	首藤佳隆		

会議に欠席した議員

11番 清原良典

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	井手典子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	柴藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

（開議 午前10時00分）

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和7年第7回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、清原議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（首藤佳隆） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで

一般質問席でお願いします。

なお、念のために申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 皆さんおはようございます。

それでは、議席番号10番藤澤元之介、通告に従い一般質問をします。

1、上下水道事業の経営体の在り方、自治体行政ですけれども、将来にわたって安定的にサービスを提供していくため、上下水道事業として目指すべき経営体としての在り方を検討する必要があるのではないかと。また、2025年1月に発生した埼玉県八潮市での道路陥没事故の原因は下水道管の破損と見られております。上下水道管路施設の老朽化状況と管理更新計画など、検討課題について今後上下水道事業を持続可能なものとするために各自治体が自ら実施すべき業務は何か、また民間活用が可能な業務は何か、また必要な組織体制はどうあるべきかについての視点、考え方で見解を伺います。

次の3点ですけれども、まず(1)技術職をはじめとした人材をどのように確保すべきか。

(2)経営の広域化の受皿としてどのような単位が適切か。また、執行機関と議決機関、いわゆる行政と我々議会ですけれども、関係性等も踏まえて、どのような形態で経営広域化を選択するのが適切と考えるか。例えば、播磨圏域の8市8町の連携中枢都市圏構想の推進なども含めてです。

(3)民間活用をどのような業務で取り込んでいくか。例えば、上下水道事業での官民連携手法、ウォーターPPP、このPPPというのはパブリック・プライベート・パートナーシップということで官民連携と購買力の平価という2つの意味合いがありますけれども、この導入について原則10年以上の長期契約で施設の維持管理だとか修繕だとか、あるいは効率的・戦略的に事業運営をするものでありますけれども、上下水道事業において将来的に導入する考えはあるのかをお伺いいたします。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、(1)技術職をはじめとした人材をどのように確保すべきかという点で答弁させていただきます。

上下水道事業の安定的な経営を実現するためには、技術職員をはじめとする専門性の高い人材をいかに確保し育成していくかが最も重要な課題の1つであると認識してございます。現状、老朽化する施設の更新事業の増大と人口減少に伴う受益者のニーズの変化、さらには人材の供給不足と離職傾向という3重の課題が存在します。このため、人材の確保と組織力の強化をセットで推進することが安定したサービス提供と財政の健全性を同時に確保してまいりたいと考えております。技術職を含む人材を確実に確保するための基本方針としまして、上下水道事業の重要性を広く伝え、地域の教育機関や企業と連携した採用活動を強化し、採用を戦略的に推進する方針を定めまして、現在技術職員の募集を随時募集とし、新卒だけではなく転職、中途採用の機会を拡大し、年齢制限においても55歳まで引き上げ、即戦力となる人材を適宜迎えることで組織の実務能力を底上げしていきたいと考えてございます。さらに、今年度より地方創生の観点から兵庫県立大学と連携し、まちづくりの観点から太子町の将来を学生目線で御提案いただき、卒業段階で本町に就職に導ける体制を築いているところでございます。これらの取り組みにより、技術職をはじめとする人材を確保し、また育成し、上下水道事業の安定運営と町民サービスの質の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)経営広域化の受皿としてどのような単位が適切かという御質問に対しましての答弁をさせていただきます。

近年、人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などを考慮すると、将来的に水道事業を維持することが困難となる事業体の発生も懸念されており、専門職員の高齢化による人員の確保や育成などの課題も出てきております。経営環境もさらに厳しさを増すことが想定されています。平成28年度に総務省から都道府県に対し、市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築について通知がなされ、都道府県が市町村とともに広域連携を検討する体制を設置するよう要請されました。これを受けまして、平成29年度に県主導の下、広域連携等の検討体制が設置され、西播磨ブロックとして3市3町2企業体による水道事業に関する検討会、情報交換を行う西播磨8企業水道協議会が設立されました。それ以降、水質検査業務、資材購入費及びメーター購入費等の共同化に向けた協議を行っております。下水道部門については、平成29年度に兵庫県が主導で兵庫県生活排水効率化促進会議を設立しました。現在は当該会議において市町にまたがる施設の共同化、統廃合について検討を進めております。当促進会議の下部組織として令和2年度より西はりまブロック別検討部会4市3町1事務組合を設置し、管路点検業務の共同発注や災害時の対応の共同化などの議論を行っております。上水部門と同様に現在のところ共同化には至っておりませんが、今後も同様に継続して協議を行ってまいります。また、方針決定や予算配分の承認という重要事項の最終決定機能を担う議決機関や日常の運営、契約締結、事務処理、サービス提供の事務を行う執行機関については、現時点においては西播磨事務組合のような形態での検討を行っている状況です。行政の連携体制を横断的に整え、お互いに補完し合う関係性が構築でき、近隣市町の地形や人口規模、財源状況、事業の性質、職員の体制等を総合的に勘案いたしますと、西播磨ブロックである4市3町1事務組合のエリアでの枠組みが最適であると考えてございます。

続きまして、(3)民間活用をどのような業務で取り組んでいくのかという御質問に対しましての答弁をさせていただきます。

上下水道事業を将来にわたって安定的に運営するためには、持続可能な経営体の在り方を検討することが不可欠であると認識してございます。近年、全国で老朽化する事故が発生しておりまして、令和7年1月の八潮市での道路陥没事故も下水道管破損が原因とされ、計画的な更新と適切な維持管理の重要性が改めて示されました。本町においても限られた職員体制の中で効率的な事業運営を図るため、民間活用を積極的に検討してまいりたいと考えております。本町においては事業規模が小さいことから、ウォーターPPPのような大規模な官民連携の実現には時間を要するものと考えてございます。まず、上水の部門においては運転管理業務の委託や管路更新におけるデザインビルド方式の発注など段階的な取り組みから検討し、技術力の確保と効率化を進めてまいりたいと考えてございます。また、下水道部門においては、令和9年度以降は污水管の改築に対する社会資本整備総合交付金の交付対象事業においてウォーターPPPの導入要件が要件化されてございます。本町におきましては平成2年度頃より下水道の面整備工事が始まったため、令和22年度に耐用年数の40年を迎えることとなります。ウォーターPPPを導入することで、改築事業に対する国費の交付を受けることが可能となります。将来にわたって安定した下水道事業、サービスの提供のための重要な取り組みと考えてございます。今後は、将来の管路の更新に向けまして近隣市町のウォーターPPPの導入状況を注視するとともに、官民連携の拡大に向けた基盤を整備し、持続可能な上下水道事業の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ウォーターPPPの導入の検討についてネックになってくる部分については、先ほども経済建設部長がおっしゃったとおり人口規模が非常に大きく影響してくるのですけれども、人口20万人規模の市区町村においても、今後PPP、PFI事業の実施が今後広まっていくであろうということで、中小規模の団体においても全国的に期待がされるところであります。兵庫県では皆さん、大きいところなのですけれども明石市だとか尼崎市、加古川市、それから宝塚市、いずれも20万人以上の規模ばかりなのですけれども、一部川西市では14万人ぐらいの規模で導入、それからちょっと離れるのですけれども長野県の小諸市なんかは4万人規模で、やはり段階的に一部導入をしていこうと考えておられますので、先ほどもおっしゃったように全国の先行事例がぽつぽつと出てきていますので、その辺も研究検討を重ねていただきたいと思っております。けれども、今後も導入の検討についてそういう先進事例、先ほども回答いただきましたけれども、決して人口規模にとらわれないような部分で導入を図っていただきたいと思うのですけれども、その点についてお考えはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 民間活用は単なるコストの削減の手段だけではなくて、やはり公共サービスの質の向上、安定供給、行政の持続可能な財政運営を両立させるために大変必要な手段だと考えております。ウォーターPPPを含む官民連携手法の適用可能性を実証と検証を繰り返しながら、他の自治体の状況等も鑑みながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 もう一点、ちょっと視点は変わりますけれども、水道管の劣化の早期発見という意味で、近年人工衛星だとかAIなどのデジタル技術の活用で標準実装できるような準備も今後必要になってくると思うのですけれども、一部この近隣というか兵庫県内でも、大きいところばかりなのですが神戸、尼崎、姫路も人工衛星を利用した点検実施を活用していこうと。AIの活用については漏水の予測システムも現段階では発明されておりますので、ここは単独での利用というのは難しいかもしれませんが広域化、お隣のたつの市だとか姫路市だとかと連携を取りながら、そういったシステムを利用していくという考えというか研究は今後されるのでしょうか、お伺いしたいのですが。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 水道管の老朽管で漏水の調査ということで、本町も兵庫県主導の下、人工衛星を使った漏水調査を実施しております。その結果、人工衛星から拾う漏水については各戸の漏水まで拾ってしまうのでかなりの漏水件数が上がってきております。それをまた詳細に町で絞って漏水調査を行っているわけなのですが、なかなか人工衛星で行くのもいいような悪いようなというような調査の結果となっております。しかしながら、AIの発達によりましてもう少し歩進んだ、もう少し絞った漏水調査がこれから進んでいくのではないかと本町も考えております。これについても、兵庫県を中心としまして近隣自治体との協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 理解いたしました。上下水道事業そのものは我々人々の命と生活を支える最も基本的なインフラの1つで、やはり持続可能性というのが求められています。それぞれの強みを生かしていくと、官民連携もそうなのですけれども、ウォーターPPPという1つの選択肢が近年注目されるようになってという形で、これを必ず導入しろというわけではなくて多くのメリット

がありますので、確かにデメリットもありますけれども、今後導入に向けて検討を重ねていただきたいと思っておりますけれども。2027年度以降、交付金を受けるため、先ほどもお話がありましたけれどもウォーターP P Pの導入の決定が要件となってくるらしいので、国土交通省などのホームページでも記載されておりますけれども、ぜひともよく先行事例だとかガイドラインを確認していただいて、導入するしないではなくてどのようにしたら導入できるのか、そういった観点から丁寧かつ早急に。短期的には言いませんけれども、中・長期的に協議をしていただきたいと思いますし、その点について再度、しつこいようですけれどもお伺いしたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、本町の規模からいいますと大都市に比べると小さな規模になってしまいますので、最初から全面的に導入を目指すというところもあるのですが、段階的な導入を前提としましてパイロット的な思考を設定しまして、その成果を踏まえて拡大の可否を判断したいと思っております。国の方針や地域のプラットフォームの連携等、地方自治体の先行事例の知見を生かして適切な時期に導入を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 最後になりますけれども、今後のウォーターP P Pの導入の議論が中・長期的により建設的で開かれたものになることを願って次の質問に入っていきたいと思っております。

2、学校プールの維持管理と水泳授業について伺いたいと思っております。

学校プールが普及したのは昭和36年、1961年になるのですけれども制定されたスポーツ振興法で国がプールの建築費に補助金を出したことがきっかけと言われております。その頃に建築されたプールが築60年前後となり改築を迫られており、大規模改修や改築費用は約1億円から2億円とも言われております。全国的に各自治体が費用と効果を検討する中で、非常に残念ではあるのですけれども廃止を選択する自治体も増えている状況にあります。小・中学校のプールの老朽化や水泳授業に伴う教員の負担軽減の観点からも、今後のプールの在り方、水泳授業の実施体制について考え方を伺いたいと思っております。

まず、(1)授業の状況について、2点あるのですけれども。

①小・中学校における水泳授業の必修・選択について、学習指導要領等ではどのように位置づけられているのか。

②今年度の小・中学校のプール授業の日数は、非常に今年も暑かったのですけれども、熱中症アラート等でプール授業ができなかった日数はあるのか。

それから続いて、(2)施設の状況について伺います、2点ありますけれども。

まず、①小・中学校のプール施設の建設年度と経過年数や老朽化の状況及び使用可能年数の目安は。

②プール施設の年間使用状況並びにプール施設の町内6校及び1校当たりの年間維持管理費の経費はどのぐらいになるのか。

それから、(3)今後の在り方について2点お伺いしますけれども。

①小・中学校のプール授業及び施設について、現在どのような検討課題があると考えているのか。

②複数の学校でプール施設を共用することはできるか、また民間のスイミングスクールを活用した授業を行うことができるのか。

以上についてお伺いしたいと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校プールの維持管理と水泳の授業についてお答えいたします。

まず、(1)授業の状況についての①小・中学校の水泳の授業の位置づけについてでございますが、学習指導要領において小学1年生から中学2年生までの水泳の授業は必修とされております。中学3年では選択とされており、機械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることとなっております。また、水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるとされておりますが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとなっております、実技を実施しない場合は教室での学習として視聴覚教材の確保や工夫が必要とされております。

次に、②今年度の小・中学校のプール授業日数でございますが、学校により若干違いはありますが、小学校で10日から25日、中学校では15日から30日程度となっております。いずれも各学年10コマ程度の授業を基本としております。また、熱中症アラート等で実施しなかった授業があった日は各校1日ないし2日ございました。

続いて、(2)施設の状況についてお答えいたします。

まず、①の小・中学校のプール施設の建設年度についてでございますが、小学校4校につきましては昭和59年度から昭和61年度にかけて建設されており、令和7年度現在約40年が経過しております。太子西中学校は平成元年度、太子東中学校は昭和57年度に建設されており、それぞれ36年、43年が経過しております。老朽化の状況については、どの学校においてもプール躯体、ろ過機、配管の経年劣化が見られ、躯体についてはクラックが生じたりジョイント部のコーキングが劣化したりしている状況でございます。ろ過機や配管については、毎年業者によるろ過機の点検を依頼しております。水漏れが発生した場合は、軽易なものについてはその都度応急処置をしております。また、使用可能年数につきましては、当町で採用しておりますFRP製のプールはメンテナンスの上、約40年が耐用年数とされており、当町のプール設備はちょうど更新の時期に来ております。

次に、②プール施設の年間使用状況でございますが、小・中学校ともに6月中旬から7月中旬までの約1カ月間に各学年が10コマ程度の水泳の授業を行っております。中学校において、部活動で使用している学校は9月末頃まで使用をしておる状態です。今年度の年間維持管理費につきましては、プール及びろ過機の保守点検委託料等として全校合わせて合計約36万円、水道代については各学校によって差はございますが今年度合計約976万円という経費でございました。次に、修繕費用ですが、今年度は石海小学校で大規模な漏水事案があり、その修繕費用に385万円、それ以外の修繕費用に約12万円がかかっております。これらを全て合計すると、今年度のプールの維持管理経費として約1,400万円の費用がかかっており、1校当たり換算すると約233万円となっております。

最後に、(3)今後の在り方についてお答えいたします。

①の検討課題でございますが、約40年が経過したプール設備の更新をどうするのかということが上げられます。教育委員会といたしましては、プール授業の必要性は高く、引き続き小・中学校での授業を行っていきたくて考えております。しかしながら、継続するにはプールの設備を改修する必要があり、現在プールを解体し新たに建築するには、議員もおっしゃっておりますように約1億円から2億円という非常に高額な費用がかかります。プールの保守点検を依頼しておりますヤマハ発動機株式会社からは、一定の修繕工事を行っていくことで今後15年から20年は設備を維持できるのではという助言を得ておりますので、現時点では必要な修理を行いながら設備を

維持していく予定でございます。

②プールの共用と民間委託の利用については、教育委員会においても研究を行っているところです。プールを共有することは可能ですが、児童・生徒を他校に送迎するためのバスの借り上げ費用は非常に高額になります。また、他校のプールを利用する場合、移動時間の関係で授業時数を減らさなければいけないという点を考慮いたしますと、実現は非常に難しいのではないかと考えております。また、民間の活用について当該施設と協議いたしましたところ、受入れ可能な条件として大人数は困難である、それから送迎バスを町側で負担すること、年間の授業数は1学年当たり5回とすることなどが上げられております。この回答を受けまして、学校規模も踏まえコストや効果などを比較検討した上で、今後については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 非常にお金がかかると、それから民間活用については検討もされていますけれどもバスの送迎を含めて、あるいは回数に制限があると、非常に難しいなという部分があるのですけれども。全体を通じて授業の状況、施設の状況、あるいは今後の在り方、学校プールの経緯、実態を確認した上で、ここに質問に至った考えについては、もちろん民間施設の活用だとか外部委託の検討もする中で、先ほど教育長もおっしゃったように費用等課題もあって、一定の修理をしながら維持更新をとというのが基本的な考え方ではあると思うのですけれども。そういった現状維持を保っていくのが望ましいという部分は十分御理解した上で、民営方式で屋内プール、再整備運営ができないかと。そのためには公共施設全体を減らしながら行政サービスの向上、維持を図る、いわゆる縮充という考え方があるのですけれども、そういった意識の転換も必要だと考えております。

町長の30のお約束の中にも出てきますけれども、石海地区の揖保線の沿線のにぎわいの創出並びに市街化調整区域の住宅建築だとか企業進出の促進について、なかなかこれもお金も時間もかかると。これにくっつけるわけではないのですが、2中学4小学校、これはちょっと乱暴な言い方も分かりませんが、このプールを1つの屋内の温水プールに整備することで天候にも左右されませんし水泳授業の実施もできるのではないかと。町内のスポーツの環境を充実させて、町民の健康づくりも併せて推進できますし、また温水プール等については町民の新しい交流拠点にもなり得ることも期待ができるということで、既存のプールの利用状況をももちろん踏まえた上で子供から高齢者、障害のある方など誰もが利用しやすい施設機能を検討して、ちょうど旧給食センターの跡地がありますけれども、適切な整備計画あるいは管理運営方式等をまとめて検討されることを期待しますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今の御意見をお受けいたしまして、学校といたしましてはそういうプールがあれば、小・中学校の子供たちが1年を通じて泳げますので本当にありがたい、そういう施設があればとは思いますが。この行革でたくさんの町の施設を減らしていっている中、また学校におきましてはいずれ老朽化が、プール以外のところでも老朽化が進んでいる中、教育委員会として本当にそれが子供たちのためにいいとは思いつつ、町全体の中で考えていく必要はもちろんあるかと思っておりますので、今お聞きした御意見を私たちの中でも十分これからの研究の課題とさせていただきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 最後に、上下水道でも触れたのですけれども、こういった整備に関してもウ

ォーターPPP等の導入検討とともに、教育長もおっしゃったようにスクラップ・アンド・ビルド全体の中で用いていながら調査研究を積み重ねていかれることを今後ともぜひ期待して一般質問を終了したいと思います。

○議長（首藤佳隆） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 議席番号9番、日本維新の会、中薮清志、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。本日は7本の矢を放たせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1つ目の質問です、熊が町内に出没した際の対応についてです。

最近、全国で熊による人身被害が多発しています。姫路市の青山や書写をはじめたつの市など、近隣自治体や兵庫県内で熊の目撃例が続出しています。太子町では現状において目撃情報はありませんが、熊は町域など関係なく活動しますので、いつ太子町でも目撃されるかは分からない状況にあるかと思えます。他の地域では熊の生息域ではない場所にも出没し、対応策が決まっていないため、何もできないという状況にあるとも聞いております。熊は各地で目撃されるだけでなく凶暴化しているため、確認したいと思います。

(1)熊が目撃された近隣自治体との情報共有や協力体制は話し合えているのか。

(2)太子町で熊が出没したり目撃された場合の対応策はどのように考えているのか。

(3)緊急銃猟のガイドラインを確認しました。私の思うところとどう相違があるのか確認もしたいのですけれども、町としてはどのように理解しているのか、この3点を確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、(1)熊が目撃された近隣自治体との情報共有や協力体制が話し合えてるかという質問に対しての答弁をさせていただきます。

太子町に隣接する姫路市、たつの市との情報共有については、今年になって近隣の自治体においても熊の目撃情報が報道されておりまして、本町に出没しないとも限らないため、産業経済課の農林係において近隣の自治体との情報ネットワークを構築したところでございます。また、兵庫県環境部自然鳥獣共生課や光都農林振興事務所から熊被害に関する被害防止対策、緊急銃猟による実施状況や実施に関する事項について情報提供を受けてございます。本町においても熊の出没はしておりませんが、兵庫県が作成している熊出没対応マニュアルに基づきまして光都農林振興事務所や関係機関であるたつの警察署、それから鳥獣保護員、狩猟会揖龍支部との情報の枠組みを共有化してございます。今後においても、近隣自治体を含む関係機関との情報を迅速かつ適切な対応ができるよう進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)太子町で熊が出没したり目撃された場合の対応策はどのように考えているかという御質問ですが、熊が出没したり目撃されたりする事案の対応については、本町としては予防を強化し、出没時には迅速かつ安全に対応し、住民の安心を確保するという基本方針の下、進めてまいりたいと考えております。緊急時の対応については、現場での初動対応を迅速、的確に行える体制を整備して整えてまいります。熊の出没を確認した場合は、現場の安全確保を第一として周辺の住民、児童、高齢者の安全を確保してまいります。兵庫県の光都農林振興事務所への通報を即時に行い、関係機関であるたつの警察署、鳥獣保護員、狩猟会揖龍支部と連携し、現地警戒、安定化、追い払い等の対応を統括的に実施してまいります。追い払いを行う場合は、住民の安全を最優先に実施いたします。地域の農家や健全な生活環境を守るため、個別現場の状況に応じた対応を行うとともに、目撃情報の受付窓口として産業経済課を中心とし、現場の状況把握と適切な対応、判断を迅速に行えるよう職員の対応を統一し、町防災行政無線による放送、たい

し安全安心ネットによるメール配信及び町ホームページにより広報活動を行い、遭遇時の行動指針、予防策等を町民に周知を迅速に行い、必要に応じて地域パトロールの実施を行い、出沒エリアの実態把握の精度を高めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(3)緊急銃猟のガイドラインを確認した。町としてはどのように理解しているかという御質問ですが、緊急銃猟制度は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正する法律により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせる恐れが高い熊等について、集合住宅地域等よりも広い概念である人の日常生活圏で銃猟することを可能とする制度が創設されました。緊急銃猟のガイドラインは、人命、財産の安全確保と生息環境保全とのバランスを取るための特別な手段として位置づけられています。熊が出沒し、緊急時に限り非致命的対策や追い払いなどの平時の管理手段が対応できない明らかな危険が迫っていると判断される場合に限り適用する基本方針として理解してございます。野生動物の保全と人間の生活圏の安全の両立を図るという、これまでの保全施策の考え方と整合しております。特に広葉樹林等に生息環境の改善が進む一方で、局地的な被害が発生するときには適切な判断が求められます。緊急銃猟が必要な状況とは、人の日常生活への侵入、人への危害を防止する措置が緊急に必要な、銃器以外の方法では対応困難、銃猟によって人の生命、身体に危害が及ぶおそれがない、この4つの要件を全て満たす場合と考えてございます。本町としては、緊急銃猟のガイドラインを確認した上で地域の実情に即した具体的な運用を行うとともに、関係部署と横断的に協議し、住民への周知、資料の配布など信頼性の高い対応を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 今の1、(1)と(2)番の質問に対しての答弁を聞きまして、かなり具体的に内容が詰められていることと、あとすぐに動いていただいてその対応策を考えていただいているということについては本当に安心しました。その中でありました予防を強化するというのは、実際具体的には予防というのはどういった観点でしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） これは熊が出沒した場合ということで予防策を考えているという点でございますが、まず熊が柿の実であるとかごみをあさらないように、もし出沒した場合は柿の実を全部撤去するであるとか、または山と住環境の区域において、できれば緩衝帯を設けるなど、人のエリアであるというのを熊に周知できるような対策を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 分かりました。そういった何かあったときには、すぐに対処していただきたいなというふうに思います。

そして、(3)の緊急銃猟についてなのですが、僕も見ても、ひょっとしたら見方によっては違うのかもしれませんが、今の部長の説明を聞いてみても、言葉だけの説明だと余計に分らないなというところではあるのですが、資料を見た際にも、これ太子町ではなかなかその要件を満たさないのではないかなというような感じにも受け取れました。しかしながら、太子町では特に鉄砲での狩猟が認められていない中で、法的にはそちらの緊急銃猟を優先させ、そういった状況下の場合には、そのような対策を取っていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、太子町のエリアにおいては銃禁止区域のエリアに位置づけられております。よほど緊急性のない場合については銃を撃ってはいけないというエリアになっておりますので、もし緊急銃猟をしなければならないという危機的な状況が生まれてこそ、このような制度を活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。備えあれば憂いなしというところで、今、鹿、またイノシシ等も大量に発生している現状を考えると、熊がいつ出てきても不思議ではない状況にあるのかなと思います。ただ、部長の答弁にもありましたが、熊の生息域と人間の生息域があるかとは思うのですけれども、共生できることが一番だとは思いますので、そのあたりの可能性も探りながら適切に対応してもらうことを望みたいと思っているのですけれども、ざっくりとした質問なのですがどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 昨日の神戸新聞にも熊の記事が掲載されておられましたが、兵庫県においては近年まれに見る熊の出没が少ないと報道されておられました。熊の生息においては、熊を駆除しなければならない800頭以上に兵庫県内においては達していないという現状もございますので、このあたりは熊の管理計画に基づきまして県の指導を仰ぎながら、できれば共生してまいりたい。しかしながら、緊急を要する場合はもう駆除を進めていく、両輪を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 また、そういった形で進めていただきたいなと思いますのでよろしく申し上げます。

また、同じような生物として鹿やイノシシも増えているという中で農作物の実害も出ていたりしますので、捕まえる必要はあるのかなと思います。しかしながら、命には変わりがないということもありますので、もし捕まえても単純に駆除するだけではなく、最悪何か活用するような手だて等もあればいいなと思うのですけれども、そういったことにつきましても、熊だけではなく鹿やイノシシの命の今後の在り方についても近隣市町の情報を、もしいい方法があるのだったら、そういったところも情報を共有、また確認しながら進めていっていただきたいなと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 鹿、イノシシに関しましても、鳥獣対策ということで毎年数十頭にわたって駆除してございます。鹿につきましても、できるだけ活用していこうということで夢咲鹿工房というところに搬入しまして、ペットの餌になるような、加工できるような素材をそちらに持っていきまして活用するように努めてございます。できるだけそのあたりは、せっかくの命でございますので最後まで活用できるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 1つの命ですので、そういった形での対応をまたしていただきたいなと思います。次の質問に移りたいと思います。

2、町民グラウンドの設備についてです。

次年度より丸尾建築総合公園の町民グラウンドをはじめ各施設の使用料金を値上げすることに

なっておりますが、利用者に料金の値上げによる不満が残らないように適切な対応が必要だと感じるため確認いたします。

(1)この夏に使用されていらっしゃる方から町民グラウンド内に水道がないため、使用している子供たちの体調管理のために急遽水道を使用することができず、子供たちの安全配慮が万全に行えなかったとの声がありました。災害時の防災拠点として使用することも想定されるために、総合的に判断して町民グラウンド内に水道の設置をしてはどうか。

(2)町民グラウンドへのAEDの設置はどうなっているのか、この2点を確認させていただきます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それでは、まず1点目、町民グラウンド内への水道設置についてでございますが、町民グラウンドは町内外の多くの方に御使用いただいております、令和6年度のスポーツに係る使用実績は野球で94件、ソフトボールで9件、サッカー101件となっております。水をまいてグラウンド整備をされたいという利用者からの水道設置に係る御要望があったことは把握しておりますが、町民グラウンドの入り口を含めフェンス沿いなど、周囲に複数の場所に水道栓を整備していることから、これまでもグラウンド内への水道の整備を見送ってきたところでございます。利用者の健康管理や傷口の洗浄等に使用していただける水道につきましては、現状はグラウンド北側の入り口すぐ目の前に水道設備があり、また西側入り口前にはトイレもあるため、グラウンド内に設置するのと同じように御利用いただけるものと考えております。また、御質問にありますとおり町民グラウンドは指定緊急避難場所に指定されていることから、災害時の水の確保は非常に重要であります。水道につきましては、グラウンドの周囲にあります複数の水道及びトイレの使用が可能であり、また飲料水につきましては総合公園内にあります防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水での対応が可能であると考えております。これらの理由により、グラウンド内への水道整備の予定はありませんが、グラウンドへの適切な水まきは冷却と砂ぼこりの抑制、クッション性の維持等の効果が期待でき、利用者の暑さ対策やけが予防に役立つものと考えておりますので、利用者ニーズも踏まえながら現在ある設備を利用した上での対策を検討してまいります。

2点目の町民グラウンドへのAEDの配置についてでございますが、総合公園管理事務所内にAEDを配置しており、緊急時には事務所から持参することになります。厚生労働省のホームページにありますAEDの適正配置に関するガイドラインでは、施設内でのAEDの配置に当たって考慮すべきこととして、心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置とされており、公益財団法人日本心臓財団のAEDの設置基準の条件におきましても、300メートルごとにAEDが設置されていると1分当たり150メートルの早足で取りに行けば5分以内に除細動が可能となるとされております。このことから、町民グラウンドから事務所西側の歩道を使って事務所までは約300メートルですので、事務所内に設置することはこの条件を満たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 まず、AEDなのですけれど、距離的なことを考えたりとか設置の要綱からいくと、それは守られてるのだろうなというのは分かるのですけれども、見た目というのであれば、そこまで取りに行くという、実際に慌ててしまっているときにできるのかどうかというところも含めると、グラウンド側のどこかに設置もされているほうがいいのではないかなとも感じるころではあるのですけれども、今のところは特にそういったこともなく、その要綱内で

あるということでその対応で引き続きいくということによろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） AEDは精密機器でございますので、温度ですとか、そういった雨風のことですとか、置く場所というのもどこでもいいというわけではありませんので、一応建物の中というところで現在のところは管理事務所に設置しております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ぜひとも利用者の方にもその旨、多分説明はされていらっしゃると思うのですが、より具体的に分かりやすく説明してあげていただけると、皆さんも御理解して。また、何かあった際にも慌てずに対応いただけるのじゃないかと思っておりますので、そういった対応をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） おっしゃるとおり、いざというときにはここにありますよというアナウンスが大切なことだと感じておりますので、使用の際にはここにありますということを知の上でお使いいただけるような体制を取りたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、グラウンドの水道の件なのですけれども、周辺にある、またはトイレ等々に水道はありますよということなのですけれども、今後、利用者のニーズを基にしているいろいろ考えたいということなのですけれども、何か具体的にイメージはあるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） グラウンド内への設備というのは現在のところ予定しておりませんが、先ほど申しあげましたように入り口付近に複数の水道栓がございますので、そこからホースを引いて、どちらにしてもグラウンド内の真ん中に水道栓は設置できませんので、ホースの長めのもを用意して対応させていただけたらという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 以前、使用料金の受益者負担のことを一般質問や予算決算の特別委員会等で質問したことがあります。最初の頃は住民福祉や福利厚生的な面から値上げは考えていないというような答えだったのですけれども、だんだんと近年になりまして答弁は受益者負担へと形が変わってまいりました。しかしながら、受益者負担をお願いするのであれば、やはり適切な管理運営を行うことが必要であるかとも思いますので、そういったこともしっかりと意識して対応すべきだと思っておりますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 議員御指摘のとおり、受益者負担していただくからには満足度も上げていく必要があると思っておりますので、利用者のニーズに耳を傾けながら、御意見をお伺いしながらまた取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、全ての方ではないと思うのですが、利用される方の中には全てお任せするのじゃなくて我々も手伝ってもいいよと言われる方とかのお声もちらほら聞いたりするのです。ですので、管理する際にはルールを決めて、全て町でというわけでもなくて、ここぐらいできませんかというような理解を求めるような話合いとかもする必要があるかなと思うのです。

けれども。年に何度かそういった集まりがあるというのは聞いておりますので、その際にそういう話になるのかなと思うのですけれども、そのあたりについては何かありますでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今御利用いただいております各種団体につきましては年に一度、もしくは複数回、それぞれの団体によってはそういった会議を持つようになっているとも聞いております。その場でそういった御意見がありましたら、お任せできることとできないこととそれぞれあると思いますので、これからそこら辺をすり合わせた上で丁寧な対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 また、小学校の体育館を利用されてらっしゃる方から、新年度より利用時間が9時半から9時になってしまうということで困るなという声を聞いたこともあります。9月の定例会で議決している案件ではありますが、その中で利用者への説明や確認が不十分だったのではないかなと感じるところではありました。全ての方に確認するのは難しいと思いますけれども、今回のような形で変わるようなことがあれば、さらなる丁寧な説明と確認が今後、利用者などがおられる際には十分注意と配慮が必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 少し通告から離れましたが、よろしいですか。

○中薮清志議員 言えなければ言えないで結構です。ただ、そういう声を聞きましたので、今ちょうど利用についてというところでお話をさせていただいたのですが、もし難しいようでしたら結構です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 利用者の方への対応につきましては今後も丁寧に説明させていただいて、疑問があるようでしたら直接お話しさせていただくなど、これからも丁寧な対応を心がけたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 子供たちの安全確保が重要になってくるかと思っておりますので、そこにつきましてはこれからも引き続きしっかりとニーズの把握等を行っていただけて力を入れていただきたいなと思っておりますので、そういった意見をつけまして次の質問に移りたいと思います。

質問の3番目に移ります、リチウムイオン電池の回収についてです。

近年、全国的にモバイルバッテリー（リチウムイオン電池）による火災が発生する事案が多発しております。揖龍保健衛生施設事務組合議会の視察などで行った先の自治体では、各公共施設内にリチウムイオン電池の回収用のペール缶を置いている自治体もありました。火災発生の可能性を低下させるために、次のことを考えてみてはどうかと思い確認いたします。

(1)他自治体と同様に回収用のペール缶を公共施設に設置してはどうか。

(2)リチウムイオン電池の判別が難しいこともあるので、どのようなものがリチウムイオン電池であり、どのような事故が起こる可能性があるかなどを周知してはどうか。

以上、2点を確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） まず、1点目、他自治体と同様に回収用のペール缶を公共施設に設置してはどうかという御意見でございますが、現状町内では一部の電気製品販売店、それから

役場、生活環境課窓口、おおむね把握できておるところでは3カ所ほど確認できております。電気製品販売店におきましては、リサイクルマークが明示されているもの、かつ、膨張、破損等の異常がないものについては回収を行っております。役場窓口におきましては、さきに申し上げたリサイクルマークが明示されていないものや膨張、破損等の異常があるものも含めて広く回収を行っております。また、ホームページでも御案内しておりますが、大型粗大ごみの収集日に袋等に入れ、モバイルバッテリー等の内容物を明示した上で集積所にお出しいただくということで回収もさせていただいております。現状におきましては先ほど御意見いただいたのですけれども、生活環境課への持込み数量などから十分対応ができていると考えております。ただし、今後国などの政策の動向であったりとか、持込み量が増えていくというような傾向がございましたら、その都度、先ほどおっしゃられたように回収場所を増やすことであるとか、そういうことを含めて適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。

リチウムイオン電池の判別が難しいこともあるので、どういうものがリチウムイオン電池であり、どういう事故が起こる可能性があるかなどを周知されてはどうかということで御意見いただいておりますけれども、これにつきまして現在町のホームページにおいて事故の発生例や廃棄方法、それからリサイクルできる小型充電式電池を見分けるためのリサイクルマークを掲載させていただき、使用済み小型充電式電池のリサイクル活動を推進する一般社団法人JBR Cを御案内させていただいております。全国的にも、モバイルバッテリー等を一般収集物などに混入させたりすることにより発火する事案が多発しております。町ホームページにおきましては、今後リチウムイオン電池の焼損事例などの写真を掲載するなど、発火事故の怖さをお伝えするとともに、またそういうふうに入混入していただかないようリサイクルできるような形の正しい廃棄方法についてまたお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。今のホームページに掲載しているという件なのですけれども、こちらは広報とか各御自宅に配られるカレンダーとか、そういったものには特に分かりやすく記載しているということはないのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今のところ、ごみの収集カレンダーとかは年一度お配りしているのですけれども、掲載のスペース上、そこまで詳しくお知らせもしておりませんので。ただ、国などでも10月末頃に環境省、経済産業省等がこのリチウムイオン電池の発火事案に関して協議されております。その中で小型家電のリサイクル法の中にモバイルバッテリーであるとか加熱式たばこなども加えていこうかというような話も出ておると新聞報道で聞いておりますので、そのような状況も踏まえ、新しい情報をホームページ、また広報でも特集して掲載してお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ホームページだけでは見られない方もおられると思いますし、見にくい方もおられるかと思うので、ぜひとも広報とかで、御年配の方にも目につきやすいような形で周知をお願いしたいなと思いますのでよろしくお願いします。

また、1番のペール缶での回収についてなのですけれども、そこは今の現状の状況を見ていただいているということで、そこについては今後も引き続きそのような対応をしていただいた上

で、先ほどおっしゃられたように増えてくるですとか、あといろんなところにあったほうがいいという声があったら、そういう形で増やしていただきたいなということがまず1点あるのですけれども。ただ、管理する建物が火災にならないようにだけは、先ほどもちょっと膨張しているようなものも回収しているということだったので、例えば庁舎に持ってきていただいたのが夜発火してしまって庁舎が燃えるということになっても大変なので、そこについては火災にならないような配慮はお願いしたいと思うのですけれども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 役場庁舎におきましては、煙感知器でありますとかそのようなものがございますので、今のところ警備員も常駐しておるような状態でございます。議員おっしゃるように各公民館とか公共施設に配置ということになりますと、発火であるとか、怖いのは爆発とか飛ばしてしまうような事故が起こった場合に非常に怖いということもございますので、先進地の状況とかを検討しながら、今後増やしていくということになれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中荻清志議員。

○中荻清志議員 そういった形で情報の確認をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。4、太子町ホームページにおけるA Iチャットボットの活用についてです。

太子町ホームページに表示されるぼうじいによるA Iチャットボット機能へ質問しても、質問に対する適切な答えを出せていないようであります。A Iという言葉が当たり前になっている現状では利用者の満足度に課題が残ることが考えられるため、確認いたします。

(1) どのようなシステムで何を目的としているのか。

(2) 町に住民から問合せがあることはないのか。

(3) 改善できるのか、または違うシステムなどを考えていないのか、この3点を確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 太子町のホームページにおけますA Iチャットボットの活用につきまして、御質問がありましたので順番にお答えさせていただきます。

まず、(1) どのようなシステムで何を目的としているのかということでございます。

A Iチャットボット住民窓口システムは、行政手続や制度に関する定型的な問合せに対しまして24時間、365日、対話チャット形式で自動応答するシステムでございます。当町では令和7年1月から稼働しておりまして、町ホームページ及び町公式LINEのメニューに表示されるリンクからアクセスすることができます。まず、システムの仕組みといたしましては、ユーザーが質問を入力いたしますとA Iチャットボットがその内容を解析しまして、あらかじめ登録された内容にひもづけして返答するというものでございます。具体的に申し上げますと、あらかじめ所管の各課で作成しました約3,000の標準的なQ&A、これを当該システムに学習させまして、利用者により質問が入力されますと、システム搭載のA Iがその内容を判断いたしまして最も適切と考えられる回答を選択、ひもづけいたしまして表示をするものでございます。

システムの導入目的といたしましては、背景に国の自治体DXの推進がございますけれども、まずは住民サービスの改善を考えております。自治体のホームページなどは情報量が多く、目的の情報になかなかとり着きにくいという課題がございます。例えばごみの分別であるとか役場

の業務時間とか、こういったよくある質問を入力することで即答できるものとなっております。また、これによりまして、2つ目として職員の負担軽減といたしまして、閉庁時間を含みます24時間、365日、システムでこのような対応ができることから、電話であるとか窓口対応であるとか、こういったことを減らしていきまして職員の業務の効率化につながるということも目的としております。

続きまして、(2)町に住民から問合せがあることはないのかということと、それから(3)改善できるのか、また違うシステムなどを考えていないのか、これを併せて答弁させていただきます。

現在までに本システムに関する不都合や回答の精度につきまして住民の方から直接担当課へ問合せはございませんが、町といたしましては回答精度はまだまだ不十分で利用者の満足度は高いものになっていないと認識しておりますので、今後も改善は継続してまいります。具体的には、当該システムの運業者から月ごとに送付されてきますログレポートを基に利用状況や誤解答の傾向を分析、把握いたしまして、新規のQ&Aデータの追加であるとかシステムの再学習であるとか、こういったことを実施いたしまして回答精度の向上を図ってまいります。また、質問表現の多様化に対応するために類義語であるとか様々な言い回しをシステムに学習させまして、利用者の入力傾向を反映させることによる改善も図ってまいりたいと思っております。

なお、AIチャットボットの導入につきましては、昨今ChatGPTのような生成AIの普及もございまして、住民の皆様にとりましては、なぜこのような使いにくいものを導入するのかという考え方は現状あるのかなと受け止めております。ただ、生成AIには柔軟性がありまして自然な会話ができる反面、もっともらしい誤情報を出すリスクがある一方で、AIチャットボットは先ほど申し上げたようなデータベースに基づきます決められた回答を行うために、自治体といたしましては行政情報を安全、正確にお知らせする必要がありますので、その点を優先いたしましてコスト面も含めた導入を決定しており、今後もでき得る限りの改善を図って運用してまいりたいと考えております。違うシステムへの切替えにつきましては現時点では予想しておりませんが、近年はその生成AIを活用したチャットボット、こういったことが開発されてきておりますので、こうした技術の動向も研究しながら将来的なシステムの変更等も視野に入れて運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 生成AIの活用というのがやはり必要に、誤情報というのが今ありましたけれども、必要になってくるのかなと思います。内容は言いませんけれども、本当に単純なことを入れても全然違う答えが返ってきてたりとかもしていたので、そういったお声を聞くことになりました。多分どんどん問合せがあるようなことを追加していかれるのだろうとは思うのですが、その中で数が多いものとかを追加していくんだろうなと思うのですが、それも事務側のパワーもかかってくることもあるのじゃないかなというのを感じますので。もし、今部長が言われたような形で生成AIでそういったことがやれるようなことをチャレンジしろとまでは言いませんけれども、先進的な事例などをぜひとも探して確認していただいて、そういったものの導入についても今後検討してもらいたいなとは思いますが、同じ答弁になるかもしれませんが、そこについてはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 同じ答弁になってしまうかも知れませんが、生成AIを活用したチャットボットというものも視野に入れてさせていただきたいと考えております。ただ、現時点におきましては、重ねてということになりますけれども、やはり生成AIといえますのは柔

軟性があつて幅広い質問にも対応が可能でございますけれども、誤情報をあたかももっともらしく答えるというようなことがございまして、行政情報としては正確に内容を伝える必要がありますので、現時点においては生成AIというよりも定型的なことを返すというようなことに重心を置いてやっております。ただ、重ねてになりますけれども、どんどんAIによるそういったチャットボットも高度な技術によって開発が進められてるということも聞きますので、そういった情報と併せながら先々は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 AIという文言というのも今進んでいますし、実際に若い方々もそうですし、御年配の方々もパソコンまた携帯でそういった生成AIに触れることも多くなっていますので、何か確認しようと思ったときに入力したら、あれ、全然違う答えじゃないかというような、そのギャップはすごく感じられているのではないかな。どれだけ利用されているかは僕も全てを把握しているわけではないので何とも言えないのですけれども、利用される方が調べた際に、そこでも言うたらある意味誤情報が出ているような感じになってしまいますので、利用者、また今の世の中とのギャップを少しでも埋められるような形で引き続き研究をしてもらいたいと思いますということだけお伝えして次の質問に移りたいと思います。

5、大阪・関西万博についてになります。

10月13日に惜しまれながらも閉会いたしました大阪・関西万博。最後は非常に多くの方が来場して大変盛り上がったと感じております。私もおっ子に確認しますと、めっちゃめっちゃ楽しかったと声が聞けました。それについては、小学校、中学校、引率していただいで本当によかったなと思っております。そこで確認の前に予備知識じゃないですけども、結局最終的に来場者数が2,900万人、7割以上の方が好評価をされているということです。日本国内の万博においては参加国が史上最多で、各国の要人も53名来られたという形です。運営につきましては230億円から280億円の黒字で、経済波及効果は約2.9兆円あるという話を聞いておりますということだけ情報として付け加えさせていただきます。

(1)小学校、中学校で万博に行った児童や生徒の反応や感想は確認したのでしょうか。

(2)太子町における経済や観光に効果は何かあったと感じられているかどうか、この2点を確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私からは小・中学校で行った児童や生徒の反応や感想を確認したのかにつきましてお答えいたします。

年度当初の予定どおり、町内の全小・中学校が大阪・関西万博を訪問することができました。訪問に際しましては、総合的な学習の時間を使って世界の国調べや訪問予定のパビリオン調べ等の事前学習を行ったり、訪問後に万博新聞等を作成し、教室や廊下に掲示するなどの振り返り学習を行った学校もありました。感想文、日記、万博新聞を拝見いたしました。訪れたパビリオンの展示に感動した、他国の文化に触れているいろいろなことが学べた、今起きている地球的な問題を理解することができたなど、各パビリオンでの体験や最先端技術の体感を通して環境問題など、社会的課題や多様性等について学ぶ機会になったことを感じ取ることができました。また、大変ありがたいことに関西万博に際しまして株式会社東芝様から町内の児童・生徒に入場券を寄贈いただきました。この入場券にて多くの児童・生徒が家族、友人などと万博を訪れたと聞いております。学校行事とは違った体験や学びを得ることができ、また一緒に行った家族や友人と共通の体験を通して絆を深めることができたようで、貴重な機会をいただいたと感謝している

ところでございます。感想につきましては1つ御紹介しますと、お一人の小学校の児童の絵日記、一番最後のところに「ああ、万博楽しかった」という一言で締めくくられておりました。このように、楽しさとともに子供たちがグローバルな視点を持ち、未来の社会を主体的に考えるための学びの場になったと感じております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私からは2番目の太子町における経済や観光に効果は何かあったと感じられているかということにお答えさせていただきます。

2025大阪・関西万博は、地域の観光振興と経済活性化を全国に発信する極めて重要な機会であったと考えてございます。万博会場においては、関西広域連合が出展する関西パビリオン兵庫ゾーン、ひょうごEXPO41のHYOGO REGIONAL DAYとして上郡町と本町が連携しまして5月15日木曜日、16日金曜日の2日間にわたってコウノトリの回廊において市町のPR等を行ってまいりました。コウノトリの回廊においては、モニターで本町の映像を上映したりポスターや太子町特産品の掲示、そして観光パンフレット、観光カードの3,000枚を配布いたしました。来場者数は1日当たり平均2,100人と大盛況でございました。また、万博開催期間中に設置されている土日に尼崎のパーク・アンド・ライド駐車場の隣接地において、兵庫五国の魅力発信と地域間交流を図るひょうご楽市楽座が開催され、西播磨管内の4市3町による市町のブースを設置し、8月16日土曜日、17日日曜日、23日土曜日、24日の日曜日の4日間の出店を行いました。町のPRや特産品の販売、キッチンカーを出店しまして太子町の魅力発信に努めてまいりました。ひょうご楽市楽座の1日平均の来場者数は1,500人と、これも大盛況に終わりました。

経済面においては、万博を契機とした万博関連情報の周知により町内の来訪動機を高め、観光客の町内滞在時間の延長や消費額の増加につながったものと考えております。特に神戸マツコのhibiは非常に評判が高く、楽市楽座においては夕方5時から9時の4時間の運営時間で20個以上売れるなど、また多くの方々にこれはどこで作られているのですかということを尋ねられまして、これは太子町で作っているのですとPRを行ってまいりました。関西万博の貴重な経験を得まして情報発信の強化、周遊型の観光の推進、地域産業の再生といった一定の効果は図れたと考えてございます。まだ顕著に経済効果は現れてはいませんが、今後においては期待できるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 万博での会場、また尼崎のパーク・アンド・ライドのところでの対応等々、職員の皆さんに対応いただきましてお疲れさまでございました。

経済効果についてはなかなか、鳥取は何か県を挙げてやってすごい盛り上がったとは聞いておりますが、兵庫県下でどれぐらいの効果があったのか、また太子町でどれぐらいの実数として効果があったのかというのは先ほど部長からお話いただいたような形で目の前で見聞きしていただいたことが1つの目安になるのかなとは思いますが、その中で、そういった今回のイベントに参加するという点において、情報発信の強化等々の話も先ほどありましたが、そういったことも今後何らかの形で生かしていただきたいと思います。また、この太子町で今後のイベント等、そういったときには今回のことを契機に生かしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 万博で貴重な体験をさせていただきました。兵庫パビリオンにお

いては兵庫県だけではなくて鳥取であり福井であり、いろんなところの自治体の取り組み状況も見ることができました。我々もこのような経験から、いかに観光を前に進めていくかという勉強の指針になればと感じております。今後においても、このようなイベントがあるかないか分かりませんが、これを契機に観光にも力を入れてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の答弁、また総務経済建設常任委員会の方も聞かれていらっしゃるかと思いますので活用していただければと思います。

それと、小・中学校についてなのですけれども、うちのおいっ子も10月でしたか、太子西中学校の子たちは10月ぐらいだったかな。行って戻ってきて、すごい楽しかったからもう一回行きたいと言われたのですけれど、もう終わるから無理なんやと話をしました。みんな、聞く子聞く子は本当に面白かったという答えをいただいているのでよかったです。今次長も言われたような形で子供たちのグローバルな視点、外国の方とああいう形で近くに行って話をするとか、ふだんでは会えないような国の方々とも会えたということは本当に子供たちにとってすばらしい経験になったのかなと思います。今、経済建設部長の答弁にもありましたが、もうひょっとしたらこういうイベントはないかもしれませんけれども、これからも子供たちの成長や好奇心を育てるという意味で、こういったような事業があればどんどん進んで手を挙げて取り組んでいただきたいなと思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こういったイベントにつきましては今後どういったものがあるかは分かりませんが、子供たちが今回のことで世界に目を向けて、いろんなことに興味を持った機会になりましたので、そういったところを伸ばしていければと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今回の万博については子供たちも含め、僕も初めてああいう大きな万博に行ったのですけれども、すごくいい経験になったなと思います。その中でいろんなことを感じたことでもありますので、僕も含め大人も今後そういったところを生かしながら頑張っていきたいなと思っているということをお伝えして次の質問に移りたいと思います。

6、防犯カメラの設置についてです。

最近、事件や事故が起こった際に犯人逮捕の手がかりとなる防犯カメラとドライブレコーダーの映像が流れることがニュース等を見ておられますが多々あります。先日も、先日と言いましても質問をつくったときに先日に近かったのですけれども、先日も神戸市で起きた女性刺殺事件の犯人は防犯カメラ映像で確認され、逮捕する上で警察の捜査の重要な役割を果たしていました。その事件を受けて、神戸市では市が運用する防犯カメラ100台を増設するなどの補正予算を組みました。兵庫県も防犯カメラ集中整備支援の補正予算を追加しました。住民の方が不安に思われている声も聞こえてくる中で、町としての考えを確認いたします。

(1) 予算・決算特別委員会の資料などにも掲載されますが、太子町の現在の防犯カメラの設置台数と、またそれで十分と考えているかどうかを確認いたします。

(2) 単なる防犯強化ではなく、住民に対して安心して暮らせる生活基盤の強化として太子町も自治会への補助事業だけではなく、主体的に取り組んで設置箇所を増やしてみてもどうか、この2点を確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） お答えいたします。

1点目、現在の防犯カメラの設置台数とそれで十分かどうかということですが、本町におきましては地域の安全・安心の確保を目的として町が補助金を交付し、自治会等の地域団体が主体となって防犯カメラの設置を進めていっております。令和6年度末現在、町内全域で101基防犯カメラが設置されております。令和7年度、本年度ですけれども申請が上がってきておりました7基が予定されており、令和7年度末には設置台数は108基となる見込みでございます。設置箇所につきましては、通学路等を中心に防犯上地域で必要とされる箇所に対し重点的に設置されている状況でございます。実際、現在補助申請ということですが、毎年予算計上しておおむね何件ということを決めておりますが、このところ毎年でございますけれども募集件数に対して申請件数が下回っているという状況でございます。そういう意味から、地域団体が必要とされる箇所への設置は満たされておるのではないかと考えております。防犯カメラの設置は地域の安全を守るための有効な手段の1つであり、その必要性は犯罪の発生状況や地域環境の変化等により変化するものでありますから、今後も自治会や警察等と連携を図りながら設置効果の認証や地域からの要望の把握に努め、その都度必要な対応を検討していきたいと考えております。

2点目、生活基盤の強化として太子町も自治会への補助事業だけではなく主体的に設置してはどうかということですが、防犯カメラにつきましては犯罪の抑止や事件発生時の早期解決に大きな効果があることから、先ほども申しましたけれども重要な防犯対策の1つであると認識しております。本町では、地域の実情をよく把握されておる自治会とか地域団体の皆様为主体となって設置される防犯カメラに対して補助を行うことで支援を進めてまいりました。防犯カメラの設置につきましては設置場所の選定や維持管理、さらにはプライバシーへの配慮といった課題も多く、町が一律に設置を進めるには慎重な検討が必要であると考えております。地域によって犯罪発生状況や防犯意識等も違いがございますので、町が一方的に設置を進めるよりも地域の声を反映した形で進めていくことが望ましいと現在も考えております。したがって、現時点では町が主体となって防犯カメラを設置する計画はございませんが、今後も自治会の皆様や警察との連携を図りながら必要に応じて設置支援を行うなど、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。

先ほどお答えいただいた内容は、もう大分前から同じ答弁をずっと聞いている、この質問が出るたびに同じ話を聞いているなという形なのですけれども。以前からそういう犯罪抑止の効果の話が出始めたころからこういった質問がちらほら時折出ているかとは思っておりますけれども、プライバシーへの配慮等々もありますが、ほかの市町でもやっていることですので、プライバシーへの配慮というのも考えればどうにか町としても進められるのではないかと。もちろん、各自治会へのサポートは必要かと思っております。ですが、最近カメラ設置のカメラの価格も高騰しておりますので、設置をするといっても小さな自治会ではなかなか難しかったりとか、いろんなことも考えられて、ひょっとしたらどういう理由か分かりませんが設置についてもなかなか踏み出せていないところとかもあるのかなとは思いますが。実際に僕が言うよりほかの議員で自治会長をやられてらっしゃる方とかがいたら、もっとその辺がリアルに分かるかなとは思っておりますけれども。そういったことも含めて考えた上で、もちろん自治会へのサポートは必要だと思っておりますけれども、今部長もおっしゃられたように抑止力になるということを見ると、うちの自治会でもついてい

たらついているカメラを見つけて警察からデータを貸してくださいという話があるよというのも聞いてます。ですので、自治会をサポートして自治会がつけるということもいいのですけれども、それ以外のところで、もしつけられるような可能なところがあれば積極的に、抑止力があるのが分かっているのであれば、そこも考える必要があるのかなとは思っているのですが、そこはなかなか難しいということなのでしょう。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） まず、防犯カメラの設置に関する上位法令というものが基本的にはございません。関連する法令というのは、例えば個人情報の保護であったりそういうものであって、そういうものがございませんので、実際に設置するとなると条例の制定であったりとか、あと利用方法、目的であったりとか、そういうことを定めていかなければならないというようなこともございます。それから、実際にこちらで一方的にここが抜けているからここに付けたいというようなことも、やはり地域の要望であったり、犯罪の発生状況とか事故の発生状況とかも踏まえて検討していかなければならないということもございます。そのようなこともございますので、実際に御意見等をいろいろお聞きしながら、必要だなというようなときには、そのようなことも含めて設置も含めて検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 自治会等の意見もいろいろ聞きながら、またパトロールを常日頃からしていただいているかとは思いますが、そういった中で危険な箇所とか、ここがちょっと気になるなというところがあれば、そういったところをぜひとも積極的に進めていっていただけるような、制度設計等も含めて考えていっていただきたいなと思います。実際にそういった抑止力があるよと、安心・安全なまち太子町だよということが皆に知れば、さらに太子町に住みたいとか、太子町に引っ越していきたいとか、住み続けたいなと思っていただける方も増えるのではないかと感じますので、ぜひともそのあたりにつきましては今後しっかりと検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 防犯カメラの設置が抑止力になるということで、自治会の方、皆さん認識、私どももそうですけれども認識しております。防犯カメラの設置も1つですが、防犯推進委員会のパトロールとかも現在実施しております。そのような形で防犯カメラの設置とともに、いろいろな形で住民の方に安全・安心の状況をおつくりするということで、また住みやすいまちづくりをしていきたいかなと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 僕も青色パトロールでずっと夜回らせていただいたりですとか、あと防犯のメールが来るやつとかも登録してますけれども、やはり自分も回ってみているというのもありますし、そういった地域のメールですとか活動をしていただいている方々の活動によって抑止される、また犯罪のない町になっていくのが一番いいことだとは思っているのですが、区域を越えて隣の、うちなんかでしたら町の一番端なので隣のコンビニに強盗が入りましたよみたいなメールが来たりすると、いや、すごい近いのに心配やなと思ったりします。そういったときに何か犯人逮捕だったりとか、もしくはそこまでしてるので、そういうお店に入ってくるということは防犯カメラがついた上でやっているのだから抑止力になってないのかもしれないのですが、で

もそういった1つ1つの積み重ねによって防げる犯罪というのを防いでいって町民の財産とまた生命を守れるような町になっていただけたらなと思ひまして、最後の7番目の質問に移りたいと思います。

7番目の質問です。町長の任期1年を切る中での自己評価はに移ります。

町長が就任してから早くも丸3年が経過しております。丸尾建築あすかホールや保健福祉会館の大規模改修や橋梁工事、水道料金の値上げなど先送りできない課題も強いリーダーシップで推進しておられます。一方、我々太子町議会でも現在議会改革特別委員会におきまして議員の活動量調査を行ったり報酬と定数の適正化など、議会改革に取り組んでいます。ここまでの経過で、働いて働いて働いて活動量を増やし、さらなる住民福祉の増進に努めていくものと意見が一致していると思っています。町長も、まだ働いて働いて働いてと思っているかと思いますが、この3年間で振り返って感じることや、残りの任期で取り組むべきことなどあれば、公約の達成率などと併せて考えを問います。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 聖徳太子没後1400年、令和4年11月、本当に大きな節目に町長に就任させていただきました。それ以降3年間、全庁を挙げまして、あるいは全職員の協力を得まして行財政改革に取り組んでまいりました。何点かありますけれども、特に教育委員会内にはこどもえがお課の設置、あるいはこども家庭センター、あるいは教育支援センターみらいえ等を設置しまして総合的、系統的にそういう子育て体制の整備ということで力を入れました。

2点目としては、長年の懸案の1つとして役場の旧跡地にディスカウントストアの招致、地域のにぎわいづくりや活性化、あるいは事業用定期借地権の設定によりまして一定の収入の確保が図れたものと思っております。

3点目は、これも長年の懸案でありました保健福祉会館内の入浴施設の改修によりまして石海公民館機能を移転する、あるいは耐震化の指摘を受けていました文化会館のつり天井の改修及び斑鳩公民館機能の移転、龍田幼稚園の閉園及び民間の利活用、総合公園の陸上競技場の公認改修、あるいは旧児童館、旧給食センターの撤去など、本当に公共施設のスリム化あるいは利活用について一定の方向が出たのではないかなと思っています。また、雨水幹線の整備、あるいは地図混乱地域の解消、あるいは龍田小学校存続のための検討などにつきまして、これも大きな懸案でありましたけれども、課題は現在まだ残っておりますけれども一定の方向性、本格的な事業着手ができたものと思っております。石海校区におきましては市街化調整区域の編入を視野に入れました地域のにぎわいづくり、あるいは圃場整備等々も文化財調査を入れまして協議も進めておるところであります。また、自治体DXの推進としては書かない窓口、行かない窓口、あるいはパソコンやスマートフォンによる公共施設の予約システム、これもクレジット対応もできますので、そういう新たな動きに対しても着実に進めております。また、防災・減災につきましても、民間等々と私が就任以降15程度は防災協定、あるいは避難所協定も結ばせていただいて、いざというときの対応にも備えてきております。

しかし、一方では委員御指摘のように、物価高騰が続く中ではありますが、持続可能なまちづくりということで各種事業あるいは補助金の見直しをはじめとしまして上水、下水道料金あるいは公共施設の使用料など、あるいは地域の皆様に大変御不便をおかけしますけれども糸井高田橋建設後の長金陸橋の廃橋など、本当に住民の皆様への御支援、御協力が必要な案件も少なくなかったと認識はしております。

全体として、私が掲げました30の公約につきましては全体の8割程度は一定の糸かけ、あるいは達成できたものと考えております。公約の中で残された大きな課題としましては、医療費の通

院部分の無償化、あるいは小・中学校の給食費の完全無償化があると感じております。いずれの施策につきましても令和8年度の予算編成の中で、厳しい財政状況ではありますが、総合的に事業を取捨選択しながら、優先順位をつけながら検討はしていきたいと考えております。なお、給食費の無償化につきましては国で現在小学校の給食費無償化に向けた制度設計が進められているように聞いておりますので、その動向も注視しながら適切に対応したいと思います。

残り任期が1年を切りましたが、引き続き地域の活性化、あるいは子育て支援、デジタル化の推進等、町民の皆さんの生活の質を高め、安心・安全で持続可能なまちづくりを進める中で目の前の子供たちが大人になったとき、本当に感謝してもらえそうな、そんな“和のまち太子”の創造に向けまして着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きの御支援、御協力を重ねてお願いするものであります。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。

僕の思うところもずっとあったのが給食費の無償化についてというのがありました。それについては国で今、小学校の給食の無償化について検討しているということなので、私もそこについてはしっかりと確認をしていきたいなと思っておりますので同じ思いなんだなと思いました。

今回の質問につきましては、7項目全てが町内を回る中で聞き出しの際に住民の方からお話が出た課題を参考にして考えさせていただいたものです。町長については進退を聞かれることが多いのですが、今回この場ではそこについては一旦触れずに、政治家であられますので今後そういうときが来ればそのタイミングで公表されるのかなということを思いながら、この質問を終わりにしたいとは思うのですが、今回の質問について、そういった経緯で質問をつくらせていただいております。私からの質問というだけではなく、町民の皆さんからの思いがある内容であるということは御理解いただきまして、いつも行われているかとは思いますが、真摯に受け止めて今後検討などをしていただきたい。そして、対応についてもしっかりと考えていただきたいと思う次第です。今回の質問についてはそういった経緯で質問させていただきましたという形なのですが、そこについて町長もし何かありましたらお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 間もなく正午が来ますが会議を続行します。

町長。

○町長（沖汐守彦） 私が町長になりましたときの公約が、一方通行で行政をするのではなくて議会の皆さん、あるいは町民の皆さん、多くの皆さんと話し合いをしながら違う意見があればそれぞれがよく話し合いをすると、ベースとして聖徳太子の「和をもって貴しとなす」、この理念を基盤として行政運営をしていきたいというのが私のスタートでありましたので、今後ともこのスタンスは継続しながら、よく話し合いをしながら着実に進めていきたい。ただし、そのときの物差しの中心は町民であると、教育の場合は子供であると、この物差しだけは狂わないように、ぶれないようにはしたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 僕もそういうふうを感じておりますし、町長の30の約束の分につきましては僕も今手元に資料そのままずっと保管して持っております。そういった中でしっかりと今後残りの1年の任期の中でどういった形を取っていくのかというのは、ほかの方も今質問にも挙げられておりますけれども、チェックしていきたいなと思っておりますし、先ほど言ったように僕もいろんな方々のお声を頂戴して当局にぶつけていくという形を取らせていただきました。引き続き住民

の皆さんの声を聞いて、そういった形での一般質問、またその他の質問等もしっかりとやっていきたいなと思いながら今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（首藤佳隆） ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

次、山本順久議員。

○山本順久議員 議席番号2番、公明党山本順久でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

1、障害者の生涯学習の推進について。

生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しみ、学ぶことは大切なことである。しかしながら、現状では障害者にとって学校卒業後の学びの場やプログラムが不十分であり、生涯学習の機会が身近にあると感じている当事者は少ないという課題がある。障害者が地域社会において自立し社会参加を進めるためには、生涯にわたる学習機会の保障が不可欠であると考える。障害の有無にかかわらず学び続けられる環境の整備を進めるため、現状と課題、今後の施策について質問する。

(1)本町の障害者に対する生涯学習の提供状況は。

(2)公民館、図書館、学習施設等のバリアフリー化の進捗状況は。

(3)障害者の生涯学習を推進するための今後の計画はあるのか。

(4)ニュースポーツの講座を開設してはどうか。

以上を伺います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それでは、1点目の本町の障害者に対する生涯学習の提供状況についてお答えいたします。

人生100年時代を受けて、生涯学習の重要性は一層高まっております。国におきましては文部科学白書の中で、障害者の生涯を通じた学習の支援として障害者の生涯学習の推進について触れております。本町におきましても教育、スポーツ、文化芸術等の施策にわたり障害のある方の生涯教育を支援するための取り組みは重要と考えており、公民館等の講座につきましては障害者団体との協働による主催事業を開催するなど、それぞれの分野において生涯学習が進展するよう取り組んでいるところでございます。また、兵庫県の委託を受け、義務教育修了年齢以上の視覚障害者の方を対象とした青い鳥学級、聴覚言語障害の方を対象としたくすの木学級を近隣市町と共同で開催しており、広域で参加者を募ることで、より多くの方々がともに学び交流を深める場となっております。今後も町主催事業を展開する中で、地域の一員として学びを深めていただけるよう生涯学習支援に関する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、公民館、図書館、学習施設等のバリアフリー化の進展状況についてでございますが、公民館、図書館など各施設の入り口やトイレにつきましてはスロープの設置や洋式化等の対策は講じておりますが、公民館のようにエレベーターのない施設の2階の利用や公民館や南総合センターなど入館の際に靴を脱いで御利用いただく施設など、施設の構造上、完全なバリアフリー化ができていない施設もありますが、そういった施設におきましてもサポートが必要な場合は職員が対応させていただくこととしております。障害のある方にとっては靴の着脱に抵抗感や困難さを感じておられる方もおられると思いますが、どなたにも安心して御利用いただけるようサポートさせていただきますので遠慮なく職員にお声がけいただければと思っております。

次に、3点目、障害者の生涯学習を推進するための今後の計画についてでございますが、障害のある方の生涯学習に関する個別具体的な計画は策定しておりませんが、本町の教育振興の基本的な計画として第3期太子町教育振興基本計画におきまして、障害の有無にかかわらずともに学び合える生涯学習について定め、推進を図っているところでございます。また、各種講座等におきましても障害の有無にかかわらず参加交流していただける講座について研究するとともに、学びたいという意欲にお応えできるよう学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、ニュースポーツの講座を開設してはどうかということにつきましては、ニュースポーツはルールがシンプルで分かりやすく、年齢や性別、運動能力、そして障害の有無にかかわらず誰もが気軽に楽しめるように工夫されたスポーツとして本町も推進しているところでございます。競技の性質上、勝敗をつける目的ではないため競技大会等の開催は行っておりませんが、心身の健康維持増進だけでなく、多様な人とのコミュニケーションを深める機会として有効なことから、より多くの方に親しんでいただけるよう町民体育館では保有しております用品の貸出しを行っております。また、現在出前講座におきましてニュースポーツ体験教室を行っておりますが、新たな競技種目を加えることや人気のあるニュースポーツを研究するなどし、より多くの方に気軽に楽しんでいただける機会を提供してまいりたいと考えております。

加えまして、ニュースポーツではありませんが、社会福祉課におきましても障害のある人がスポーツに親しむ機会を創出するため、太子町、上郡町、佐用町で構成する西播磨福祉地区の障害者スポーツ大会の開催を支援するなど、スポーツを通じた交流と社会参加の促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

もう僕の思っていることは全て言っていて、これ以上あまりお聞きすることもないのですが、まず、太子町の公民館等で行われています社会教育ですが、それはもう障害のある方、ない方にかかわらず誰でももちろん参加できるものと認識しております。その中で、2番目に質問しましたバリアフリー化の問題、いわゆる物理的な事情で障害のある方が参加したくても参加しづらい状況というのがあります。それにつきましては今お答えいただいたとおり、いろいろ対応していただけるものと考えています。それと、そういう物理的な障害プラス障害を持たれている方からよく御意見をいただくのは、そういう健常者の方と一緒に混じってやるときに皆さんの迷惑になっちゃうのじゃないかということで参加をためらっているというお話をお聞きしております。その辺につきまして、いわゆる心のバリアフリーといいますか、何かそういうのをできればいいかなと私自身考えておりまして。例えば町で講座をやるところに障害のある方も、しっかりサポートしますのでどんどん参加してくださいねというような言葉をちょっと添えていただくことは可能でしょうか、参加のチラシとか募集のチラシをする場合にそういうのはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） そういった工夫というのは、これから考えていきたいと思えます。できる限りそういった工夫を凝らして、どなたにも参加していただけるような講座の開催、募集の仕方を考えてまいります。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 ぜひお願いしたいと思います。

あと、3番目に今後障害者の生涯学習を推進するための計画はあるのですかという御質問をさ

せていただいて、今のところ個別にはないということでしたので。それで、4番目の質問になるのですが、ニュースポーツというものがございます。スポーツと名前がついておりますが、半分レクリエーション的なものも含まれておまして、障害のある方はもちろん、あと高齢者、また小さいお子さんまでも参加できる様々な競技がございます。今も体験会をやられていると思うのですが、その頻度を増していただいて。障害者の方も1回来られて楽しかったという経験を積みめば、ああ、また次も行こうかなという気持ちになられると思うのですが、まず1歩目、まず参加してみるという行動を起こさせるために、ぜひニュースポーツの体験会を町で主催して持っていきたいと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） ニュースポーツにつきましては、出前講座におきましてニュースポーツの体験会というのを行ってありますが、なかなかこちらもお申込みがない状況でございます。ですので、改めましてそういったことの広報につきまして、体育館でもそういったことに取り組んでいますというような広報、ホームページに載せさせていただくとか、そういったことはすぐにでも可能かと思っておりますので、そういう取り組みを進めさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 それで、今回ニュースポーツの講座を開催してはどうかと提案させていただいているのですが、2021年10月に兵庫県で障害者の皆さんに生涯学習のアンケートを実施されています。そのアンケート結果によりますと、あとこのアンケートは年代が20代から40代ぐらいに偏ったアンケートでありますのと京阪神の都市部からの回答が4分の3というアンケート結果ですので若干偏りはあるのですが、そのアンケートの中で自由時間にやってみたいことの項目で、音楽とスポーツがどちらも40%以上ありまして一番パーセンテージが高い科目になっておりました。そういう意味も含めましてニュースポーツの講座をしてはどうかという提案を今回させていただいているのですが、障害者の方への生涯学習という観点からこのニュースポーツ、1点。

もう一点、御高齢の方も参加していただける内容になると思いますので、あと認知症の予防に手足を動かすこともすごく有効だと言われております。また、福祉的な観点からも高齢者の方が体を動かす機会、またそこで若い方やいろんな方と会話を楽しんだり、そういうことによって福祉的な観点から健康の増進にもつながることになると思います。その辺に関してはどうでしょうか、福祉的な観点からニュースポーツの効果といえますか、があるのじゃないかなと僕は考えているのですがどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） ニュースポーツにつきましては年齢ですとか、性別、運動能力、それから障害の有無にかかわらず楽しんでいただけるというところがありますので、そういったメリットから考えますと体力の向上ですとか認知機能の維持、それからコミュニケーションなど、介護予防や健康寿命を延ばすということにも役に立つ事業だと考えております。福祉部局とも協力しながら研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 そうしましたら、このニュースポーツは障害者の生涯学習を推進するためにも、また高齢者の健康増進にもつながるという2つのメリットが考えられますので、町に主催していただきまして多くの町民の方に参加していただけるようなニュースポーツのイベントをぜひやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（首藤佳隆） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

太子町長30の公約の取り組み状況等についてというところで、「令和6年1月の診療分より高校1年生から3年生の年齢に相当する子供の入院費については、所得に関係なく無償化している、通院費については検討中である」、こういう記載がございます。太子町内外の同じ高校に通う生徒で太子町以外の生徒の通院費が無償になっており、住所の違いで差が生じておるのが現状であります。残り任期が1年を切った中で、この通院費の無償化について、どのように取り組まれるのか、見通しと決意をお伺いいたします。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 高校生の医療費無償化につきましては、隣接しております姫路市、そしてたつの市をはじめとして県下で27市町が所得制限なしで現状として実施しております。また、相生市など4市町におきましては所得制限を設けていますが実施して、県下の31市町において実施がされているということは承知しております。また、子供医療費の無償化は本来子育て支援策として自治体間での格差がなく、国において全ての子供に必要な医療が保障されることが必要であると考えております関係で、県町村会等を通じまして県及び国に制度の拡充を要望しているのも現状であります。高校生の医療費無償化の拡充については、子育て世帯への負担軽減あるいは少子化対策として重要な施策であると考えておりますので、私の30の公約に掲げたものであります。現在行革の関係で、これまで様々な理由で後回しになっておりました懸案事項への対応を優先しました結果、現状では入院費のみの対応となっております。令和8年度も厳しい財政状況ではありますが、予算編成の中で総合的に事業の取捨選択、優先順位を決めまして検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今、県下の自治体がどういうふうになっているとか数、それから太子町近隣の市町の状況についてお伺いいたしましたけれども、兵庫県下の学区でいうと太子町は第4学区になってまして、姫路市と神崎郡、神崎郡でいうと福崎町、市川町、神河町、それから西播磨の4市3町が第4学区の通学圏というか、普通科で、実業科については県下一円から通えるわけですが。先ほど言った自治体の中で太子町のように通院が無償化になっていない、所得制限がかかったとしても通院費が無償になっていない自治体というのはどこどこがあるかというのを教えてください。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 現在、私どもが調査して持っている統計では太子町、そして上郡町、2町であります。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 私も最新バージョンで調べたところが、その太子町と上郡町が無償化されてないという実情になっております。先ほど言われたように兵庫県下でも既に31市町が所得制限の有無は別にして何らかの形で無償化されているというのが実態で、もう既に6割を超えて8割ぐらいになるのですか、全部で41自治体あるわけですから7割を超える市町が何らかの形で無償化しているというのが実態です。先ほど中裁議員の答弁の中で、医療費について最後に回答されてまして、それ以上の回答は難しいのかなとは思うのですけれども、多分町長の答弁の中で給食費と無償化が出てきたなという、中裁議員の答弁の中で聞いてたのですけれども。高校生の保護者に

とっては非常に強い要望になっているということがありますので、ぜひこの要望を少なくとも令和8年度で、いろんな課題はあろうかと思えますけれども、よく言われる体育館のエアコンの話とか課題は山積しているかと思うのですけれども、その辺ぜひ要望をかなえていただきたいと思うのですけれども、もう一步踏み込んだ決意を述べていただけたらありがたいかなと思うのですけれども。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 現状として今議員御指摘のように公約を設定して以降、人件費あるいは資材の高騰、あるいは物価高騰等々、本当に大きな動きがございました。また、新たな課題としても熱中症対策ということで体育館、小・中学校あるいは町民体育館の空調の問題、あるいは従来からこれは分かっておったのですけれども長金陸橋を撤去するために本当に大きなお金も予想されています。あるいは沖代・米田の市街化への編入の中で上水、下水道の整備、これも大きな課題であります。一方、揖龍のクリーンセンターのエコロの全面改修には250億円を超えるような数値も今表に出ています。そういう中でありますけれども、前回は吉田議員からも強く御指摘をいただいておりますので、実現のために最大限努力するというのが公約であります。いろんな状況がありますけれども、実現に向けて最大限の努力はさせていただきます。ただ、総合的に予算編成の中で取捨選択させていただくことには変わりありませんが、全力で前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 全力で前向きに取り組んでいかれるということで理解をしたいと思います。ちなみに高校生相当の通院費で無償化のために必要な財源というのは、どれぐらいと考えたらよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） これも現実に中学生の医療費を例に取るしか分からないのですけれども、1年間で約3,000万円、試算ですけれども、もし令和8年度に導入を検討した場合にはシステム改修、あるいは実施時期等々ずれますので少し安くはなると思いますが、いずれにしても3,000万円程度の費用はかかるだろうという予測であります。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 午前中の答弁の中で国が小学生の給食費を対象に無償化に向けて制度設計するという話も聞いてます。引き続いて、翌年度に中学校の給食にという動きの中で、町長答弁にもありましたように給食費の今主食について補助しているというか。一番最初は主食だけだったのですけれども、その後値上がり分について、保護者負担を上乗せするのじゃなくてその分の給食費の補助をして今現在に至るというところなのですけれど、国の動きが分からないのですけれど、少なくとも自治体に対して負担があるのかも分かりませんが、給食費の今保持している分が少なくとも減るといって浮いてくる、そういう言い方をしたらちょっとおかしなことになると思うのですけれども。その辺の予算的なものも出てくると思いますので、先ほど3,000万円という概算を示されてたわけですけれども、この辺のあたりの充当をぜひお願いしたいと思えます。最後に決意をもう一度お願いします。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 御要望の強さはよく理解しておりますので、総合的に令和8年度予算編成の中で検討はさせていただきます。その辺で御了解いただければ幸いです。前向きには検討させていただきます。

○玉田晶久議員 分かりました。終わります。

○議長（首藤佳隆） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

次、吉田智子議員。

○吉田智子議員 議席番号1番吉田智子、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、男女共同参画の取り組みについてお伺いします。

太子町では第5次太子町男女共同参画プランを策定、目標を設定し、目標達成のため、男女共同参画の推進に取り組んでおられることと思います。今年10月、日本初となる女性内閣総理大臣が誕生しました。また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年6月16日に公布施行され、国及び地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進についての啓蒙活動の実施が義務化されております。今後、ますます社会全体で男女共同参画が推進されていくと思われまます。

そこで、以下を質問いたします。

(1)太子町は男女共同参画の推進として、現状どのような取り組みを行っているのか。その効果は。また、重点項目として設定しているものについての進捗状況は。

(2)国及び地方公共団体の政治分野における男女共同参画の推進についての啓発活動の実施が義務となったことに伴い、町として実施していることは。

(3)今後、男女共同参画をさらに推進するため、どのような取り組みを行っていく予定か。

以上、お願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、男女共同参画の取り組みについて御答弁させていただきます。

まず、(1)太子町としての取り組みとその効果、それから重点事項の進捗状況についてでございます。

本町では、令和6年度から令和10年度までを計画期間といたします第5次太子町男女共同参画プランを策定いたしまして、持続可能な男女共同参画社会の基盤づくりなど4つの基本目標を掲げまして取り組みを進めております。具体的な取り組みといたしましては、男女共同参画意識の普及啓発の推進を目的として、毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせまして広報たいしや町ホームページで啓発記事を掲載いたしまして、また毎年6月の1カ月間においては関連図書の特設コーナーを図書館に設置しております。また、役場行政棟の1階にあります情報ギャラリーにおいては男女共同参画に関する法律や女性の人権についてなどの図書を自由に閲覧できることとしておりまして、また例えばほかには姫路市男女共同参画推進センターあいめっせで開催されます各種セミナーであるとか、県立男女共同参画センターイーブンが実施いたします相談や講演会についての情報もその情報ギャラリーに配架いたしますチラシであるとか町ホームページから御覧いただけるなど、継続的な普及啓発活動に努めておるところでございます。

その効果でございますけれども、平成29年度と令和5年度に実施しました住民アンケートを比較いたしますと、主なものとなりますけれども、まず男女の地位や男女共同参画に係る用語の認知度であるとか男女の固定的性別役割分担意識、つまり男は仕事、女は家庭というような考え方のことでございますけれども、こういった意識に関する設問でよい方向に割合は上昇しているといった結果も出ておりますので、少しずつではありますけれども男女共同参画に関する意識は醸成されていると受け止めておりまして、第5次太子町男女共同参画プランの計画期間、令和6年度から令和10年度におきましても目標年度であります令和10年度に向けましてさらなる意識の醸成に取り組んでいきたいと考えております。

それから、重点項目といたしましては、関連いたします12項目の目標数値のうち、計画初年度の令和6年度の進捗が最新版という形になりますけれども、まず町職員の男性職員の育児休業取得割合及び介護休業取得実績の項目であるとか待機児童の人数の項目であるとか、合計6項目で目標を達成しております、また男女共同参画に関する情報提供をした回数であるとか、男女共同参画コーナーに設置している図書の貸出件数であるとか、こういった6項目で未達成という現段階での結果となっておりますことから、そのようなことを踏まえまして今年度もより達成できるように努力していきたいと考えております。

続いて、(2)の政治分野における推進の啓発活動につきましてでございます。

政治分野における男女共同参画の推進に関する啓発活動とは、議会や選挙など政治の意思決定の場に男女がともに参画できるよう、国や自治体が広報や研修を通じまして理解促進を図る取り組みのことを言います。現在のところは、先ほど(1)で答弁させていただきました啓発の中で政治分野も含めた幅広い取り組みをしておるということでございますけれども、令和6年度の数値では、例えば太子町議会における女性議員の比率であるとか審議会等委員総数に占める女性の割合、こういった項目におきまして令和10年度に達成すべき目標数値には達していない状況となっていることから、例えば男性の育児参加による家庭生活との両立のことであるとかハラスメントの防止であるとか、こういった政治分野に特化したものということではありませんけれども、様々な観点からも併せて啓発活動を引き続き実施させていただきまして達成に向けて努力していきたいと思っております。

それから、(3)今後の取り組みについてでございます。

まず、当町の職員の状況をまず述べさせていただきたいと思っております。令和7年4月1日現在、当町の正規職員全213名のうち男性94名、44%、女性119名、56%となっており、女性職員が過半数を占めております。また、副課長職以上の管理職におきましても全52名のうち男性27名、52%、女性25名、48%と男女の比率はほぼ均衡している状況でございます。このように組織全体といたしまして男女双方がおおむね均衡して配置されておまして、管理職におきましても女性が積極的に登用されていることは、町民や若手職員にとりましても男女共同参画は実際に可能であるという具体的な証明にもなりますし、そのような下地は男女共同参画を進める上での当町の大きな強みであると考えております。したがって、今後の当町の取り組みといたしましては、例えば企画段階から男女双方の視点をさらに反映するなど、先ほど申し上げた組織としての強みを生かしつつ、(1)で御答弁させていただきました啓発活動に加えまして、来年度は県の女性就業支援事業を活用いたしました女性のための働き方セミナーを兵庫県と太子町の共同で開催する予定としております。まずは、このような一般的な分野からとなりますけれども、政治分野におけます男女共同参画の重要性も念頭に置きながら、町民の皆様にとりまして身近で実効性のある取り組みを今後着実に重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 吉田委員。

○吉田智子議員 ありがとうございます。

町の管理者ですとか、町全体の職員の方の中の女性比率がかなり上がってきているということを知って私はすごくうれしく思います。一方で、私もその議員の一人でございますが女性一人ということで非常に寂しい思いもしておりますし、またお伺いするところによりますと各委員会における女性比率もまだまだ低いようでもありますので、そのあたり今後どのように増やしていったらいいのかなというところで私もすごく思案はしているところであります。町全体の雰囲気としても男女共同参画に対する意識が少しずつ変わってきているというお話がありましたが、今現状女

性議員が1名しかいない、立候補も含めて1名でしたけれども、それが少ない理由としては町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） なかなか申し上げにくいといえますか、なかなかこちらとしては分析しにくい部分もございます。ただ、私個人的なことを申し上げますと、当時私が議会事務局におりましたときに何とか議会議員に女性、特に子育て世代の方を何とか増やしたいという思いがありまして、例えば議会に出ている時間を正式な業務の時間として認められないとか、それとか赤ちゃんの駅のような、ああいった施設面を何とかできないかとか、あと育児休業というような、そういったことはないのですけれども、それに準ずるような何かできないかとか、いろんなことをさせていただいた経緯がございます。結果的には今女性議員が1名という結果にはなっておるわけですが、すぐに効果が出るというものでもありませんし、太子町といたしましては議会も町も女性職員、女性議員を増やすといえますか、そういったことには全く壁がないといえますか、そういうふうなことを思っておりますので。次の選挙のときには、これはもう議会改革の中でやっていただく部分もあろうかと思っておりますけれども、こちらとしましては例えばほかの市町でやっておりますような、何とかできるだけ政治分野に特化した部分のセミナーをやるとか、こういったことも視野に入れながら1つ1つやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 ありがとうございます。

確かに議会としても今議会改革の中で来年秋が補欠選挙で、再来年春にはまた統一地方選挙ということで、またこの1年の間に何とか女性に立候補していただけるような雰囲気づくりをしていかないといけないなとは思っているところではありますけれども。

宍粟市が今女性議員がかなり増えたというところで、先日私は宍粟市の議員の方にお話をお伺いしたところ、宍粟市では令和6年度において私たちの声を未来へつなげるために今できることをということで、しそウイメンズチャレンジセミナーみたいなことで、これは議員に焦点を当てたような、女性の政治参画にフォーカスをしたようなセミナー、4回でしたのですけれども専門家を呼んで女性に来ていただいて、それで女性の議員になるというようなところをもう少し盛り上げるようなセミナーをされて、それに参加された方がかなり立候補されて今議員になられているというような話を伺いました。私自身も議員になる前、本当に申し訳ないのですけれども全く議会とか町の行政とかは興味なかったのですが、身近に議員の活動であったりとかというところに触れまして、じゃあ、やってみようかというような気持ちにもなりましたので。先ほどお話でもありましたけれども、ぜひそういったセミナー、少しでも議員とか議会、政治、町の仕事をもっと知っていただくことを中心とした活動というのが一番私は必要じゃないのかなと今思っております。私が所属してる会計士協会も女性の比率を上げようということで、ずっとここ数年活動しております、1つのやり方としましては中学生、高校生の女子に向けて、会計士はこんな仕事なんだよみたいところを積極的にアプローチしていく、そういった形で少しずつですが今実績が上がってきてまして少しずつ女性の合格者比率も上がってきております。町の住民の半数以上は女性でありますので、やっぱり住民の代表である議員は理想は半分女性というところが必要かと私自身は思っておりますので、ぜひともそのような。私もどんどんそういったセミナーがあったりすると積極的に参加はしていきたいと思っておりますし、議員はこんな活動なんだよ、女性でも全然できるのだよというところを発信していきたいと思っておりますので、そういったセミナーにフォーカスした活動をお願いしたいと思っておりますが、そのあたりはいかがで

しょうか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 吉田議員の女性議員を増やしたいという熱意はすごく伝わっております。宍粟市で議員育成セミナーというのを令和6年度に開かれているというのは承知しております。8名程度の少人数制でやっておられて、そのうちのセミナー生が5人立候補されて4人が当選されたというようなことも聞いております。ですので、こういったことというのは政治分野においてということについては非常に効果があるのだろうなということは認識しております。これにつきましては予算措置等のこともございますけれども、先ほど中学生のような学生レベルからというようなお話もありましたけれども、当町といたしましては、まずは一般的な分野となりますけれども、あくまで政治分野に特化したものをしていくという前に一般的なといいますか、幅広く、その中でも政治分野の項目が入っておりますので、こういったところからやっていきまして、徐々にそういった特化という部分も考えてやるほうからやっていきたいとは考えております。ですので、吉田議員、物すごくおっしゃる理由も十分理解しておりますけれども、まずはできることからやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 来年秋の補欠選挙まであと一年ありませんので、スピード感を持ってやっていただきたいと思いますが、そのあたりもう一度お願いします。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 今総務部長からいろいろ答弁させていただいたのですが、私もこの男女共同参画を所管する課長で10年ほど前はありました。今第5次の男女共同参画プランなのですが、その当時は第3次のプランだったかなと思うのですが、そのときには私自身もパネルディスカッションのパネラーとして壇上に上がって男女共同参画について語ったような記憶もございます。その当時は男女共同参画のその理念なり機運というのを醸成するという時代だったので、恐らくその後、毎年パネルディスカッションでありますとかシンポジウムでありますとかというのをやっていたのですが、機運を醸成するというその一定の役割は終わったということで今はしておらないというのが現状かと思っております。20年前、30年前であれば、保育士であるとか看護師であるとかというのはほぼ女性であったのが、今男性もその分野に進出、男性でそういう資格を持った方、お仕事をされている方もおられます。反対に男性に限られたというか男性が中心であった職業にも女性も就いておられると、そういうだんだんと機運は変わってきていると思っておりますので、先ほども総務部長が答弁しましたとおり、ある分野に特化するのではなくて男女共同参画という機運をどんどんどんどん盛り上げていくのだと、そういう中でできることを町としてもしていくというようなことで、そういう姿勢で臨みたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 町内全域で男女共同の機運が盛り上がることで、次の選挙に私もやってみようという女性が一人でも増えること、またそういった手助けができるような私たちも活動をしていくということもやっていこうとも思いますので、町としても積極的にそのあたり、町民の皆さんに広報していただきまして一人でも多くの方に県と共同で行われるセミナーに来ていただきまして、次の再来年の春には大勢の女性がこういったところに出てきてくださることを祈りまして私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（首藤佳隆） 以上で吉田智子議員の一般質問は終わりました。

次、桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 議席番号4番桑名幸夫、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1、森林環境譲与税の用途について。

森林環境を保全し、温室効果ガス排出削減目標達成や防災等にも役立てるため、令和元年度から森林環境譲与税が交付され、令和6年度からは森林環境税が課税されている。森林環境譲与税は、山林の間伐、人材の育成、担い手確保、普及啓発等に関する費用に充てることを目的としているが、用途については各自治体の裁量に委ねられており、全国では森林環境譲与税創設後、様々な活用方法が試みられています。

そこで、太子町の現状と今後の取り組みについて以下に問います。

(1)森林環境譲与税創設後の交付額の推移と用途、現時点での森林環境整備促進基金残高、令和6年度の森林環境税の徴収総額は。

(2)保有者形態別森林面積とその管理状況は。

(3)森林環境譲与税を活用し、森林に係るパトロール、相談会、啓発チラシの発行、担い手育成事業、情報交換会等を実施することは可能か。

(4)森林環境譲与税を活用（弁当、お茶、保険代等）した下草刈り応援隊の募集等、森林業の担い手不足を補うための施策を実施することは可能か。

(5)森林環境譲与税を活用した森林、神社、公園等の自治会内危険木伐採についての助成制度創設の可否等、森林環境譲与税活用についての今後の取り組み方針は。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、森林環境譲与税創設後の交付額の推移と用途、森林環境整備促進基金の残高、令和6年度の森林環境税の徴収総額はということで順番にお答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の交付額の推移でございますが、令和元年度より歳入として承っております金額は136万円、令和2年度については289万円、令和3年度においては289万2,000円、令和4年度については389万円、令和5年度についても389万円、令和6年度については428万5,000円となっております。用途につきましては令和元年、令和2年、令和3年と基金に積み立ててございます。それから、令和4年度、立岡山の森林整備として49万5,000円を支出してございます。令和5年度については、松尾自治会の竹林整備ということで0.2ヘクタール、そして危険木の伐採を2本ということで99万円支出してございます。また、併せて龍田小学校の教室背面棚の更新6教室において792万円を支出してございます。令和6年度につきましては、楯岩城に登っていく登山道の階段の補修2カ所、そして危険木の伐採65本、198万円を支出してございます。

次に、森林環境整備促進基金の残高でございますが、令和6年度末で785万5,196円となっております。端数につきましては利子込みの値段となっております。

そして、令和6年度森林環境税の徴収総額でございますが、1,288万292円となっております。端数につきましては延滞金を含んだ額となっております。

続きまして、(2)保有形態別の森林面積と森林の保有者形態別管理状況はということで、まず森林の面積と種別についてお答えさせていただきます。まず、国有林が46ヘクタール、県有林が1ヘクタール、町有林が17ヘクタール、私有林が621ヘクタール、合計685ヘクタールとなっております。森林の保有者の形態別管理状況ということで、町内の森林の所有形態の現状については、森林の所有形態は大きく分けて個人の所有、法人の所有、公共の所有、そして所有者不明の未確定の森林など、大きく4つのカテゴリーに整理されます。個人の所有の森林は最も多くを占

める一方で、相続、後継者問題により後継者が不在となり、管理の意思が薄れるケースが増加してございます。法人所有についても同様に、企業が事業拡大の一環として町内の山林を保有するケースが見受けられ、管理がなされていない状況が増えている状況です。国有林の森林につきましては、公共的な森林整備の保全のため、間伐等の施策が一定程度展開されている状況でございます。所有者不明につきましては、不明確な森林について全国的にも課題となっている領域であり、区域の境界確定や権利関係の明確が遅れているような箇所が散見される現状でございます。

続きまして、3番目でございます。森林環境譲与税を活用した森林に係るパトロール、相談会、便りの発行、担い手育成の事業、情報交換会等の実施は可能かというお尋ねですが、森林環境譲与税は森林の保全、林業の振興、地域の環境づくりといった目的を持つ財源でございます。適切に活用することで地域の森林を健全に保つ取り組みを強化することが可能となっております。森林に係るパトロールは、森林の健全な管理と違法伐採の抑止、病虫害の早期発見、災害時の危険箇所の把握など、森林の保全、安全確保に不可欠な活動と考えてございます。また、相談会、便りの発行、担い手育成事業、情報交換等についても、森林環境譲与税の目的に照らせばパトロール及び当該事業に係る活動は森林の保全と適切な管理の一環として財源の有効活用に位置づけられてございます。

続きまして、4つ目の森林環境譲与税を活用（弁当、お茶、保険代等）した下草刈り応援隊の募集等、森林業の担い手不足を補うための施策を実施することは可能かというお問合せでございますが、森林環境譲与税の大きな目的は森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発となっております。森林環境譲与税を活用し、お弁当、お茶、保険等の支援については対象経費に含まれておらず、現段階においては補助することは困難な現状となっております。

続きまして、5番目でございます。森林環境譲与税を活用した森林、神社、公園等の自治会内危険木伐採についての助成制度創設の可否、森林環境譲与税活用についての今後の取り組み方針はという御質問でございますが、森林環境譲与税は森林整備の財源を確保するための財源措置として導入されたもので、地方自治体に配分されることで森林の保全、整備に資する活動を支援する仕組みでございます。その用途には森林の保全、更新、森林の振興、災害に備えた防災対策、木材の循環利用などが含まれています。個別の自治会の神社、公園等の直接事業として実施する危険木の伐採を税収としての財源から支援することは、制度上適用範囲と財源配分の考え方の観点から困難な現状となっております。また、新たに創設する助成制度につきましては、各市町の状況によって違うのですが、本町においては今現在そのような制度がない現状でございます。また、森林環境譲与税の今後の取り組みの方針につきましては、森林整備事業や防災、安全対策のための登山道の整備、間伐、枝打ち、木材利用といった事業に対しまして森林環境譲与税を活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 まず、1番からですけれども、今用途の説明がございました。今当局の説明では令和5年度に松尾の竹林の話が出てましたが、私が調べた範囲では令和6年が松尾の竹林整備と出ていたのですが、その辺は、私が間違っているのですか。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時01分）

（再開 午後2時02分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

経済建設部長。

○**経済建設部長（富岡泰造）** 大変申し訳ありません。私が間違った認識をしてございました。松尾の竹林につきましては令和6年度に支出してございました。申し訳ありませんでした。

○**議長（首藤佳隆）** 桑名幸夫議員。

○**桑名幸夫議員** それと、一般的にはこの森林環境譲与税がどのような目的に使われるかとかが周知されていないのですが、これはどのように周知されているのでしょうか。

○**議長（首藤佳隆）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（富岡泰造）** 周知といいますのは、今まで使ってきた使途としてホームページに掲載させていただいておまして、特段強調してこれをやっていますというところまでは周知は行っていない状況でございます。

○**議長（首藤佳隆）** 桑名幸夫議員。

○**桑名幸夫議員** 私、この西播磨県民局の光都農林振興事務所の森林担当のところとか近隣市町の森林を担当する部署を全部ヒアリングしてまいりました。各部署ともどういうふうに使えるかというのを研究されて、それを我が町ではこういう方法で使うとか、結構そういう仕組みづくりをされております。太子町ではその辺がされていないので、当初3年間は何も使われてなかったと。基金残高がどんどんたまるので小学校の本棚というか、ロッカーというのですか、これをしたのではないかと思うのですが、その辺どういういきさつだったかお聞かせいただきたいのですけれども。

○**議長（首藤佳隆）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（富岡泰造）** 本町が譲与税としていただいている費用が他市町と比べますとかなり差異がございまして、危険木を伐採するに当たってもかなりの費用を要するというところで3年間は積み立ててまとまった金額が出た上で危険木を優先順位をつけて伐採していこうかということで進めたのですが。龍田小学校の背面棚については教育委員会ともお話しさせていただく中で、これは急ぎたいということもありまして木材利用という観点から、これを先にさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○**議長（首藤佳隆）** 桑名幸夫議員。

○**桑名幸夫議員** 分かりました。その龍田小学校の背面の棚につきましては急ぎということで仕方ないのですが。農産物も地産地消と言っておりますが、やっぱり森林業についても、木材についても本来は地産地消をすべきものだと思います。もし可能なのであれば、今後このような棚を設置する場合には、できましたら町内産の木材を使うような方向も、費用とかいろいろ考えれば難しいと思うのですが、検討だけでもぜひそういうことをさせていただいて地域の森林、山を守る方向も加味して検討していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○**議長（首藤佳隆）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（富岡泰造）** おっしゃるとおり、太子町内で木材の利用というのは可能であれば我々もぜひとも積極的に活用していきたいとは思っておりますが、何分林業としてなりわいをされておられるところが少ない中で、木材をそしたら段取りできるかというところは非常に現段階においては厳しいのかなというところで、よその市町のやつを活用しているという状況でございますので。その辺もこれから検討させていただいて、町内でもし利用ができるような木材が出てくるのであれば、ぜひとも活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**議長（首藤佳隆）** 桑名幸夫議員。

○**桑名幸夫議員** その辺は現実問題としてはかなり難しいと思うのですが、せめて検討だけでも

して、全面的には無理でも部分的にでも、ここは町内産の木材を使えるのではないかということがあれば使うような検討もしていただきたいということをお願いして次2番に参ります。

保有形態別森林面積とその管理状況ということで、相続とかで後継者がいないということで今山は荒れ放題になっております。境界も分からない。ほとんど財産価値がないので相続手続もしない、登記法が昨年改正されるまでは登記もしないので所有者が分からない。これは農地だけでなく森林も多いと思います。特に森林の場合は多いと思いますが、この辺ももう少し管理していくような手法はないのかと私も常々考えております。太子町の森林整備計画という計画がございますが、これを見ますと、太子町には生産森林組合が6、あと製材業は1で合計7の事業体があると出ております。こういった事業体もほとんど、太子町においては素人集団で山仕事もまともにできない人ばかりです。ここも高齢化によって組合数がどんどん減ってきてます。この6つの森林組合とか個人所有者で、私が知ってるお宅も全てヒアリングして回ってきました。もう共通するのは、何とか山の面倒を行政で見てもらえへんかと、もうとてもじゃないけれどできないというのがほとんどです。そういう現実はどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 認識はしてございます。どこの生産森林組合の方も年齢構成が60歳を超えているという方がほとんどでございまして、年々そういう作業に携わっておられる方も高齢化が進んで、もう数年先にはできないというような声もお聞きしている現状は認識してございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 そこで、可能かどうかは分かりませんが、非常にこれは難しい問題ですので。ただ、私の考えとしましては、この辺はそうでもないのですけれども、奥の水源地の近くに行きますと外国人に森林が買い占められているというような状況が起こっています。私が調べた範囲では、この近隣市町では上郡が48ヘクタールほど外国人に買い占められております。私が調べた段階では、太子町ではそのような事例は認められませんでした。農地には農業委員会というのがあって権利変動のチェックがある程度かかります。しかし、森林についてはそういう制度が全くない、特に先ほども申しましたようにパトロール制度とか、そういうのも一切ないということで。農業委員会のような機能をやっぱり行政が担って、今後の森林を管理していかないと、もう荒れ放題となって手がつけられない状況がもうすぐやってくると思いますので、難しいとは思いますが、ぜひとも当局に考えていただきたいと思っております。

次、3番に行きます。

先ほど申しましたように、農業委員会には農地パトロールとか農事相談会とか、あと農業委員会だよりとか担い手育成事業もやっております。若手のそういったグループ、四、五人ができておりますけれども、あとそういったグループで情報交換会もしておりますが、森林においては一切そういうことがございません。先ほど森林環境譲与税の目的は保全とかも含まれるということでしたので、私がここで提案させていただいたことは森林環境譲与税を使えば何らかの工夫が可能なことだと思いますので、そういったことも検討していただきたいと思っております。

同じように森林の整備計画の16ページを読みますと、森林環境税を活用し、市町村森林経営管理事業を実施することにより適正な森林の経営管理を推進すると、これは太子町の森林計画にもうたっておりますが、このようなことを何か検討されておられますでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 森林整備計画の中ではそのように記載してございまして、本町も何もしていないわけではなくて、毎年光都農林振興事務所と連携しまして町内の森林の点検は一

応実施してございまして、森林の病虫害の調査であるとか危険木がないとか、その辺りの調査は年に一度なのですが当町の産業経済課と光都農林振興事務所の森林第1課とやっております。そして、近年太子町の総合運動公園でお太子木こりんというボランティア団体がございまして。その方にも御協力いただいて、太子町の総合運動公園の森林整備を進めていただいているのと併せて、また太子あすかふるさとまつりの中では子供たちにきこり体験であるとか木に親しんでいただくということで取り組みを行っております。また、以前に玉田晶久議員から総合運動公園に樹木が植わっているの、その名板をつけてはどうかという御提案をいただきまして、それもボランティアを含めて兵庫県の森づくりサポートセンターの所長に来ていただいて、このような木が植わっているよということで総合運動公園の樹木を拾って、それを名板にして植えられている植栽にかけていったというような取り組みも小さいながら行っている現状にございます。また、併せて原のYMCAのキャンプ場がございまして。そのキャンプ場も近年荒れ放題になってきているという状況も踏まえまして、原の生産森林組合とYMCAで育った子供たちが、大人になってそのキャンプ場をもう一度よみがえらせようという取り組みも今年から話を聞いてございます。それに対する支援についても本町としても検討していこうということで試みを始めているところでございます。ですので、全然してないわけではなくて、一步一步ですが着実に進めていこうという取り組みはしている現状にございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 地道な努力をされていることはよく分かりました。しかし、これは一般住民には全然分かりません。何遍も言いますが、太子町森林整備計画の21ページには……。

○議長（首藤佳隆） 桑名議員、当局、通告にないから資料そろえてらっしゃらないかも分らんのやけれど、ちょっと通告から離れてきていますので通告に戻ってください。

○桑名幸夫議員 分かりました。ここの啓発チラシの発行というのが出てますが、これは森林の整備計画にも出ておまして、要はせつかくそれだけの地道な努力をされてるのに誰もそれを知らない。こういうことをしています、今後はこういうことをやろうと思っておりますということを農業委員会だよりのような啓発チラシを発行して、これを年に1回ぐらいは発行する、年に1回がしんどいのであれば、せめて二、三年に1回はするというような活動も必要なのではないかと思います。森林環境譲与税にもこの啓発ということはどういうことか、用途として。ですから、その辺もぜひやっていただきたいと思います。もうこれは個人で、あるいは所有者だけで、もうどうしようもない状況に来てます。農地もひどいですが、もう森林なんて本当にもう破綻寸前というか、もう実質破綻です。そういう状況なので、これは町全体を挙げて町民レベルでやっていかないと、どうしようもないような状況になっておりますので、ぜひ、難しいとは思いますが、やったからできるかどうか分かりませんが、そういう地道な努力、せつかくされているのであれば、そういうことを広報で啓発すれば、知らなかった人も、ああそうか、それでボランティアがあるのやったら、ほな私も参加しようかという人が増えるかもしれない。そういう形で森林を守っていかないと守れない状況になっておりますので、その辺よろしくお願いします。

次、4番目にいきます。

○議長（首藤佳隆） 答弁は要らないのですか。

○桑名幸夫議員 いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 桑名議員がおっしゃるとおりで、そういうPR、情報発信は必ずすべきであると考えてございますので、今後につきましては小さな取り組みではございます

が、そういった情報発信にも努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 よろしく申し上げます。

そうしましたら4番目へ行きますけれども、先ほど当局の説明では4番目のような下草刈りの応援隊の募集で弁当やお茶や保険代等は対象ではないという回答でした。それは私も重々分かります。ただ、現実問題として、私も森林組合の組合員です。組合員数が年々減ってきてます。ほとんどの人がもう後継者がいない、もう年老いたら脱会するというので、ほとんどの森林組合の組合員数も40人前後まで減ってきております。一時期は80人とか90人とか100人近くいたのです。村の全員で入っていると、大きな自治会ではそういうところもありました。それがもう半減しております。もっともっと減ると思われておりますが、森林環境譲与税を何とか活用して地域を挙げて守っていくような方策は何か考えられないですか、当局としてはどうお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） おっしゃるとおりでございます。このままでは、もう山も荒れてしまう一方なので、町としても何らかの施策は必要と考えてございます。このあたりにつきましては、今現在いらっしゃるボランティア団体、それからこれからやろうと思われているYMCA等の団体等に接触しまして、まずは森林整備にかかる前のチェーンソーの使い方であるとか、そういった教育から入っていかないと検討してございます。もちろん子供や女性の方にも御参加いただけるようなイベント等も今後検討していく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 私が二十歳前後の頃にお金のなる木だということで檀特山の斜面に植林をしました。下草刈りとかも今も続けております。これは将来1本10万円で売れば、100本売れば1,000万円やとか、1,000本売れば1億円だと、将来の夢を植えるのだといって50年ほど前に植えましたが、現実今1本植えれば数万円の赤字になっております。全くもう手がつけれません。切れれば切るほど、伐採すればするほど赤字になります。その結果、何が起きているか。これは伐採適期というのがありまして杉で40年ほど、ヒノキで大体45年ぐらいなのですが、これを過ぎますと根元が朽ちて倒木の危険が出てくる木が少しずつ発生してきます。今、私どもはそれを森林組合の費用を使って伐採しております。数万円とか、下手すれば数10万円かかります。これを予算がないからといって昨年安栗市で自治会の役員が木を切っていて、素人ですので倒れてきて下敷きになって亡くなられております。先月も11月17日にたつので造園業の方が剪定していて大きな枝が落ちてきて亡くなられてます。7月には市川町で森林組合の未経験の職員が木の下敷きになって亡くなられています。はっきり言いまして、造園業とか……。

○議長（首藤佳隆） 桑名議員、質問してください。

○桑名幸夫議員 プロ級の方でも亡くられるような危険なことをするのに、そういった危険木を伐採するのにこの森林環境譲与税をうまく利用できないでしょうか。当局のお考えをお聞きます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 桑名議員おっしゃることはよく分かってございまして、危険木に対しては町としても優先順位をつけて急ぐところから切っていくべきだとは認識してございます。そのあたり全体を鑑みながら優先順位をつけたいと思っておりますので、決してやらへんと

いう選択肢じゃなくて、やる方向で何とか進めたいなというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 今のところもそうでしたが、最後5番の質問の内容を確認させていただきます。

法定外水路の改修費の補助とか、かかった費用の2分の1で上限50万円とか、こういう制度がありますが、それと同じような危険木伐採の制度をつくっている周りの市町があります。ですから、太子町においてもそういうことを研究して、ぜひそういう制度をつくって、不幸にしてそういったことで犠牲者が出る前にそういう制度を構築していただきたいと思います。

例えば森林組合の中にも登山道があります。登山道以外の場所は所有者の責任だと思うのですが、登山道に木が倒れれば登山道に倒れて登山者にけが人が出るかもしれない。そういうところは森林環境譲与税を使って危険木の伐採、こういった制度をつくる必要が非常に急がれると思います。全て植林もほとんど50年、これから50年、60年たってくれば根元が腐って倒れる危険、もう既に檀特山でも掛け倒れといって根元が腐って隣の木に倒れかかっている場所が何カ所かあります。あれはもう台風とかで風が吹けばもっと危険な状態で、台風のときに危険な状態になったところへ登山者が通りかかって、そこに落下してけがをされるということも十分心配されますので、ぜひそういう制度を早急につくっていただきたいと思います。

いろいろ申ししてきましたが、できることできないことがあります。というか、ほとんど難しいことだと思いますが、せつかくある森林環境譲与税、これもある程度たまとると県から早く使えという指導が入ると県にヒアリングに行ったときも聞いております。そうなる前に、自分のところの我が町を守るために、自分たちが考えてそういった……。

○議長（首藤佳隆） 桑名議員、御自分の主張はすばらしいのですが、質問してください。

○桑名幸夫議員 分かりました。

ぜひそういう制度は急がねばならないと私は思うのですが、その辺もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 今議員が言われましたとおり、森林環境譲与税について県から指導が入っている、そのことはそのとおりでございます。うちも積み立てる一方だったわけで、これを目的に応じて使用されたいという指導が入ったことも確かでございます。それを受けて事業を展開しているわけなのですけれども、今ずっとおっしゃった譲与税の使途、これは目的に合っている、これは目的に合わない、いろいろございますので、できることについては今いろいろ例を提示していただきましたので十分研究させていただいて、優先順位をつけて今後森林の保全に向けて展開してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 いろいろ申し述べてまいりましたけれども、ぜひこういう制度、森林環境譲与税を使った本当に身近なところで役に立つような制度の構築、こういった資金の有効な利用の仕方、早急に取り組んでいただいて、それを住民にも周知していただきたいと思いますということをお願いして私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 以上で桑名幸夫議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。  
お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時29分)